# 奈良市公報

号 外 第 19 号

(平成26年12月後半分)

平成27年12月1日印刷発行 発行所 奈 良 市 役 所 発行人 奈 良 市 長 編集人 法務ガバナンス課長 印刷所 株式会社 春 日

	○奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則36
目    次	○奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…36
	○奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則37
条    例	○奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則37
○奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例 2	○奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則…37
○奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及	○奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則を廃止
び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正	する規則53
する条例2	○奈良市小児慢性特定疾病審査会規則53
○奈良市手数料条例の一部を改正する条例4	○奈良市子ども・子育て支援法施行細則53
○奈良市民生委員の定数に関する条例5	○奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則61
○奈良市子どもにやさしいまちづくり条例5	○奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一
○奈良市立こども園設置条例7	部を改正する規則90
○奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例8	○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則90
○奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す	○奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する
る基準を定める条例8	規則90
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正	告 示
する条例10	○放置自転車等の保管・・・・・・・91
○奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する	○平成26年度国民健康保険料督促状の公示送達92
条例11	○開発行為に関する工事の完了92
○奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基	○放置自転車等の保管・・・・・・・92
準等に関する条例11	○指定管理者の指定92
○奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び	○差押調書の公示送達92
に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的	○平成26年度奈良市一般会計補正予算等の要領93
な支援の方法の基準等に関する条例17	○放置自転車等の保管・・・・・・101
○奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営	○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃
の基準に関する条例の一部を改正する条例25	止の届出・・・・・・・101
○奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例25	○生活保護法の規定による医療機関の指定102
○奈良市ならまち振興館条例を廃止する条例25	○生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届
○奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例…25	出102
○奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する	○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休
条例26	止の届出・・・・・・ 102
○奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例26	○指定管理者の指定(7件)102
○奈良市下水道条例の一部を改正する条例26	│○一般競争入札の実施(2件)104
○奈良都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を	○差押調書謄本等の公示送達105
改正する条例26	○奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場105
○奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当	○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休
の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する	止の届出・・・・・・・105
条例······27	○生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃
○奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改	止の届出105
正する条例27	○農用地利用集積計画の縦覧105
○奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する	○指定管理者の指定(8件) 106
条例35	○放置自転車等の処分・・・・・・108
規則	○奈良市私道整備要綱の一部を改正する告示108

○奈良市民生委員法施行細則の一部を改正する規則……35 | ○平成26年度市・県民税納税通知書の公示送達………110

○奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱を廃止す
る告示110
○奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する
告示111
○奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正す
る告示111
監
○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知 111
○定期監査の実施結果112
○地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結
果113
公 営 企 業
○奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部
を改正する規程114
○公共下水道の供用及び下水の処理の開始121
教 育 委 員 会
○奈良市立中部公民館の開館時間の変更等121
○登美ヶ丘小学校通学区域及び椿井小学校通学区域内に
居住する児童の就学指定の特例に関する要綱 121
○奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一
部を改正する規則122
議会
○奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則
122
条   例
<u> </u>

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市条例第47号

奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例 奈良市個人情報保護条例(平成21年奈良市条例第51号) の一部を次のように改正する。

第43条第1項を次のように改める。

次に掲げる事項を処理させるため、奈良市個人情報保 護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) この条例の規定によりその権限に属することとされ 
  た事項
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定 個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定 により同項に規定する合議制の機関の権限に属するこ ととされた事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について実施機関の諮問に応じて調査審議 し、及び実施機関に建議すること。

附則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び 奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第48号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 及び奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の 一部改正)

第1条 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項 を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」 に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の 1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった題時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第3条第1項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同条第2項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第4条第2項本文中「(再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)」に改め、同項ただし書中「必要」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)」を加え、「再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設ける」を「育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設ける」に改め、「で週休日」の次に「(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育

児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。 第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第12条第1項第1号中「20日(」の次に「育児短時間 勤務職員等及び」を加える。

附則第2条第1項中「新条例」という。) 第2条第2項」を「新条例」という。) 第2条第4項」に改める。

(奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年 奈良市条例第7号) の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項」を加える。

第9条第1項中「昭和59年奈良市条例第6号」の次に 「。以下「退職手当条例」という。」を加え、「同条例」 を「退職手当条例」に改め、同条第2項中「職員の退職 手当に関する条例」を「退職手当条例」に改める。

第15条を第23条とし、第12条から第14条までを8条ずつ繰り下げ、第11条第1項中「部分休業」の次に「(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)」を加え、「奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号)」を「勤務時間等条例」に改め、同条を第19条とし、第10条を第18条とし、第9条の次に次の8条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

- 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、 次に掲げる職員とする。
  - (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて 採用された職員
  - (2) 奈良市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は 第2項の規定により引き続いて勤務している職員 (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を 経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特 別の事情)
- 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める 特別の事情は、次に掲げる事情とする。
  - (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時

- 間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、 疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児 短時間勤務に係る子を養育することができない状態が 相当期間にわたり継続することが見込まれることによ り当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該 職員が当該子を養育することができる状態に回復した
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第14条第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の 形態)

- 第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。)第4条第1項の規定の適用を受ける職員につき、次に掲げる勤務の形態(育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日(勤務時間等条例第5条に規定する勤務日をいう。)が引き続き市長が規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が市長が規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。
  - (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日(勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下この条において同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。
  - (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続) 第13条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、 市長が規則で定める育児短時間勤務承認請求書により、 育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日 の翌日の1月前までに行うものとする。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

- 第14条 育児休業法第12条において準用する育児休業法第 5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とす る。
  - (1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
  - (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情) 第15条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事 情は、過員を生じる場合とする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への 通知)

第16条 任命権者は、育児休業法第17条の規定による短時 間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合 には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければ ならない。

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

- 第17条 退職手当条例第7条の4第1項及び第8条第4項 の規定の適用については、育児短時間勤務(育児休業法 第17条の規定による短時間勤務を含む。以下この条にお いて同じ。)をした期間は、退職手当条例第7条の4第 1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期 間に該当するものとみなす。
- 2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第 8条第4項の規定の適用については、同項中「その月数 の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の 3分の1に相当する月数」とする。
- 3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による 退職手当の計算の基礎となる給料月額は、育児短時間勤 務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務し たときに受けるべき給料月額とする。

附則第3項中「第12条」を「第20条」に、「同項」を 「同条」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

### 奈良市条例第49号

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例(平成12年奈良市条例第4号)の一部 を次のように改正する。

別表第107項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和35年法律第145号」の次に「。以下「医薬品医療機器等法」という。」を加える。

別表第107の2項から第108項までの規定中「薬事法」を 「医薬品医療機器等法」に改める。

別表第108の2項から第109項までを次のように改める。

108¢) 2	薬局開設許 可証書換え 交付手数料	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
1080 3	薬局開設許 可証再交付 手数料	医薬品医療機器等法 施行令第1条の6の 規定に基づく薬局開 設の許可証の再交付	1件につき 2,900円
1080 4	薬局製造販 売医薬品製 造販売業許 可証書換え 交付手数料	医薬品医療機器等法施行令第5条第1項の規定に基づく薬局 製造販売医薬品の製造販売業の許可証の 書換え交付	1件につき 2,000円
108の 5	薬局製造販 売医薬品製 造販売業許 可証再交付 手数料	医薬品医療機器等法施行令第6条第1項の規定に基づく薬局 製造販売医薬品の製造販売業の許可証の 再交付	1件につき 2,900円
108Ø 6	薬局製造販 売医薬品製 造業許可証 書換え交付 手数料	医薬品医療機器等法施行令第12条第1項の規定に基づく薬局 製造販売医薬品の製造業の許可証の書換 え交付	1件につき 2,000円
108の 7	薬局製造販 売医薬品製 造業許可証 再交付手数 料	医薬品医療機器等法施行令第13条第1項の規定に基づく薬局 製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付	1件につき 2,900円
109	医薬品店舗 販売業許可 証書換え交 付手数料	医薬品医療機器等法施行令第45条第1項 の規定に基づく医薬 品店舗販売業の許可 証の書換え交付	1件につき 2,000円

別表第109の2項を削る。

別表第110項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等

法施行令」に改める。

別表第137の6項中「ねこ」を「猫」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市民生委員の定数に関する条例をここに公布する。 平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第50号

奈良市民生委員の定数に関する条例

民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定に基づき、民生委員の定数は、170以上360以下の世帯につき1人の民生委員を置くことを基準とし、本市の実情に応じて市長が定める数とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第51号

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

そうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとって やさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人とをつなぐ力や、まちを明るくする力があります。そうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聴いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくした

「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもが

パートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していけるようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。
  - (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
  - (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の 関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、 その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第 ーに考慮すること。
  - (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義 は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 子どもにやさしいまち 子どもの権利を尊重し、子 どもが自立するための知識と経験を得られるよう子ど もへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一 人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできる まちをいう。
  - (2) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
  - (3) 保護者 親及び児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを 養育する者をいう。
  - (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者(第2号に規定する子どもを除く。)又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
  - (5) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法(昭和24年法律第207号)に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。
  - (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他

の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

- 第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設 の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを 進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとす る。

(市の役割)

- 第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、 次の役割を担うものとする。
  - (1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地 方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施 策を行うこと。
  - (2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。
  - (3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係 者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができる よう、必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

- 第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。
  - (1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴 史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、 子どもの健やかな育ちを支援すること。
  - (2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。
  - (3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

- 第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにや さしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における 重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担う よう努めるものとする。
  - (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるように支援すること。

- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全 にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となる よう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつく ること。
- (3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

- 第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。
  - (1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。
  - (2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、 地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に 協力すること。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進 (子どもの意見表明及び参加の促進)

- 第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子ども が意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとす る。
- 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運 営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設け るよう努めるものとする。

(子ども会議)

- 第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を置くものとする。
- 2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自 発的な取組により運営されるものとする。この場合にお いて、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援 を求めることができるものとする。
- 3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、 市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

- 第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び 事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努め るものとする。

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者 及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ど も等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援 を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

- 第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設 の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰 等の予防と早期発見に努めるものとする。
- 2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の 関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われ る子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関 と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。 (有害・危険な環境からの保護)
- 第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設 の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害 の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境か ら守るための安全な環境づくりに努めるものとする。
- 2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の 関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他 の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を 守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものと する。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第17条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

- 第18条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに 虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心し て容易に相談することができるよう相談体制の充実を図 るものとする。
- 2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住 民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその 他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要 な支援を行うものとする。
- 3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図る ものとする。

第5章 施策の推進

(計画及び検証)

- 第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)において定めるものとする。
- 2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものと
- 3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業 等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例 (平成25年奈良市条例第12号) 第1条に規定する奈良市

- 子ども・子育て会議(以下「会議」という。) において 定期的に検証するものとする。
- 4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域 住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理 解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うも のとする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市立こども園設置条例をここに公布する。 平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第52号

奈良市立こども園設置条例

(設置)

第1条 本市に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「こども園」という。)を設置する。

(名称、位置及び定員)

第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりと する。

名 称	位	置	定	員
奈良市立富雄 南こども園	奈良市中町4,17	74番地	17	0人
奈良市立都祁 こども園	奈良市都祁白石 の 6	町1,026番地	16	0人
奈良市立左京 こども園	奈良市左京三丁	1目1番地の2	17	0人
奈良市立都跡 こども園	奈良市四条大路 号	五丁目2番55	17	0人
奈良市立青和 こども園	奈良市百楽園四	丁目1番1号	17	0人
奈良市立帯解 こども園	奈良市柴屋町20	)番地	17	0人
奈良市立月ヶ 瀬こども園	奈良市月ヶ瀬尾	山2,790番地	6	0人

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第53号

奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例

第1条 奈良市立保育所設置条例(平成17年奈良市条例第 26号)の一部を次のように改正する。

第2条の表帯解保育園の項中「奈良市田中町412番地」 を「奈良市柴屋町20番地」に改める。

第2条 奈良市立保育所設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条の表帯解保育園の項、月ヶ瀬保育園の項及び認 定こども園都祁保育園の項を削る。

附則

この条例中第1条の規定は規則で定める日から、第2条の規定は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市条例第54号

奈良市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。 以下「法」という。)第34条の8の2第1項の規定に基 づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準(以下「最低基準」という。)を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事 者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成

- 事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を 向上させるように勧告することができる。
- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものと する。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

- 第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、 常に、その設備及び運営を向上させなければならない。
- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている 放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由 として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

- 第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配 慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営 を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 6 放課後児童健全育成事業者は、その運営に当たっては、 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第 2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよ うにしなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

- 第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に 従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫 理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、で

きる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受 けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向 上等)

- 第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研 鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及 び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質 の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (設備の基準)
- 第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の 場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画 (以下この条において「専用区画」という。)を設ける ほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなけれ ばならない。
- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方 メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次 項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健 全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放 課後児童健全育成事業の用に供するものでなければなら ない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この 限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなけ ればならない。

(職員)

- 第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育 成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければなら
- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上 とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童 支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する 者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代え ることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する 者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもので なければならない。
- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高 等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による 中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した 者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認 められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育 を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相 当する学校教育を修了した者を含む。) 又は文部科学 大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者 (第9号において「高等学校卒業者等」という。)で あって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- 高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する

- (5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年 勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福 祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育 学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて 卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、 心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専 修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な 成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉 学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学 を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて 卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、 社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこ れらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児 童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、 市長が適当と認めたもの
- 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業にお ける支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用 者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単 位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
- 5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専 ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただ し、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所で あって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補 助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従 事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合 は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信 条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはなら ない。

(虐待等の禁止)

- 第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対 し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の 心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (衛生管理等)
- 第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する 設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管 理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならな
- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事 業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延し ないように必要な措置を講じるよう努めなければならな
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他 の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わ

なければならない。

(運営規程)

- 第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育 成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要 事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 開所している日及び時間
  - (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護 者が支払うべき額
  - (5) 利用定員
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) 事業の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支 及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備して おかなければならない。

(秘密保持等)

- 第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らしてはならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正 当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家 族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな ければならない。

(苦情への対応)

- 第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に 関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適 切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設 置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、 市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言 に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和26年 法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う 同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力し なければならない。

(開所時間及び日数)

- 第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めて
  - (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
  - (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健

全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、 利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利 用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、 当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の 提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償 を速やかに行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に 関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

(設備の基準の経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第10条第2項の規定は、適用しないことができる。

(職員の経過措置)

3 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項 の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあ るのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了 することを予定している者を含む。)」とする。

(支援の単位の経過措置)

4 施行日の前日において現に存する放課後児童健全育成事業所については、平成32年3月31日までの間、第11条第4項の規定は、適用しないことができる。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第55号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改 正する条例

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例(平成15年奈良 市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「3,000円」を「5,000円」に、「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「1日当たりの保育時間1時間につき月額1,000円」を「月額2,000円」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第56号

奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関す る条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。 以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、 地域包括支援センターの人員等の基準について定めるも のとする。

(基本方針等)

- 第2条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。
- 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)第140条の66第1号口(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。
- 3 地域包括支援センターは、その運営に当たっては、奈 良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2 条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう にしなければならない。

(人員に関する基準)

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常

勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規 定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。) その他これに準ずる者 1人
- 2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を 勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを 設置することが必要であると地域包括支援センター運営 協議会において認められた場合には、地域包括支援セン ターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する 区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表 の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上 2,000人未満	前項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその 職務に従事する常勤の職員と する。)
おおむね2,000人以上 3,000人未満	専らその職務に従事する常勤 の前項第1号に掲げる者1人 及び専らその職務に従事する 常勤の同項第2号又は第3号 に掲げる者のいずれか1人

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準 等に関する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市条例第57号

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の 基準等に関する条例

目次

第1章 趣旨及び基本方針(第1条・第2条)

第2章 人員に関する基準(第3条・第4条)

第3章 運営に関する基準 (第5条―第31条)

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準(第32条) 附則

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。 以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2 項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等につ いて定めるものとする。

(基本方針)

- 第2条 指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- 2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する 指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人 格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供 される指定居宅サービス等(法第8条第23項に規定する 指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類 又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのな いよう、公正中立に行われなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、 市町村(特別区を含む。以下同じ。)、法第115条の46第 1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法 (昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老 人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指 定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する指定 介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、介護保険施設 等との連携に努めなければならない。
- 5 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、その運営に当たっては、 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第 2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよ うにしなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第3条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定居宅介護支援事業所」という。)ごとに 1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるもの(以下次条第2項を除き、単に「介護支援専門員」という。)を置かなければならない。
- 2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はそ の端数を増すごとに1とする。

(管理者)

- 第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、介護支援専門員でなければ ならない。
- 3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する 者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、こ の限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介 護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事 する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管 理に支障がない場合に限る。)

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の 提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家 族に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利 用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事 項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始 について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに 掲げるもの
    - ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機 と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法
    - イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録された第1項に規定す る重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は その家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場 合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
  - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに 準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ とができる物をもって調製するファイルに第1項に規 定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅 介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者 又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、第3項の規定により第1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
  - (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援 事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者 は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方 法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってし てはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が 再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな い。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定 居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、当該事業所の通常の 事業の実施地域(当該指定居宅介護支援事業所が通常時 に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護 支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の 指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講 じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の 提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介 護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認 定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必 要な協力を行わなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第11条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援 (法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画 費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費 をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に 支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にそ の利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計 画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同 じ。)と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合 理な差額が生じないようにしなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利 用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居 宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに 要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額 に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用 者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に ついて説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 (保険給付の請求のための証明書の交付)
- 第12条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介 護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合 は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供 証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

- 第13条 指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化 の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスと の連携に十分配慮して行われなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居 宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ ればならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第14条 指定居宅介護支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門 員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ るものとする。
  - (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サー ビスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行う。
  - (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。)以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始 に当たっては、利用者によるサービスの選択に資する よう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に 関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用 者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。) に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象

- となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して 説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際 には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交 付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握 (以下「モニタリング」という。) に当たっては、利 用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連 絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、 次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、 利用者に面接すること。
  - イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (14) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
  - ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項 に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項 に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場 合
- (15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定する 居宅サービス計画の変更について準用する。
- (16) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (17) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院し、又 は退所しようとする要介護者から依頼があった場合に は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あら かじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うもの とする。
- (18) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

- (19) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (21) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (22) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用 具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当 性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理 由を記載しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、 法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37 条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しく は地域密着型サービスの種類についての記載がある場 合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による 指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種 類については、その変更の申請ができることを含む。) を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サ ービス計画を作成しなければならない。
- (24) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者 が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事 業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連 携を図るものとする。
- (25) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項 の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介 護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その 業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行 う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配 慮しなければならない。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第15条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村(法第 41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及 び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健

- 康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス(法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置 付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介 護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した 文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体連合会に 委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連 合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第17条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を 受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合 は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しな ければならない。
  - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に 関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程 度を増進させたと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

- 第18条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居 宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管 理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務 の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければ ならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介 護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章 の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとす る。

(運営規程)

- 第19条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務内容
  - (3) 営業日及び営業時間

- (4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その 他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第20条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な 指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援 事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体 制を定めておかなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所 ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員 に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。 ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この 限りでない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の 向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、従業者に対し、その能力、 資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければなら ない。

(設備及び備品等)

- 第21条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 (従業者の健康管理)
- 第22条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

- 第23条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(秘密保持)
- 第24条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他 の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利 用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよ う、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等に おいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意 を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の 同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならな い。

(広告)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

- 第26条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定 の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨 の指示等を行ってはならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第27条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居 宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指 定居宅サービス等(第6項において「指定居宅介護支援 等」という。)に対する利用者及びその家族からの苦情 に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民 健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事 故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居 宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合 には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第29条 指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とそ の他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第30条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品 及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならな い。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅 介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなけれ ばならない。
- (1) 第14条第12号に規定する指定居宅サービス事業者等 との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅 介護支援台帳

ア 居宅サービス計画

- イ 第14条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
- ウ 第14条第9号に規定するサービス担当者会議等の 記録
- エ 第14条第13号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第17条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 指定居宅介護支援事業者は、次の各号に掲げる記録の 区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しな ければならない。
- (1) 居宅介護サービス計画費又は特例居宅介護サービス 計画費(法第47条第1項に規定する特例居宅介護サー ビス計画費をいう。)の額の算定の基礎となる記録で あって、市長が別に定めるもの 指定居宅介護支援を 提供した日から5年間
- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間 (報告)
- 第31条 指定居宅介護支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準 (準用) 第32条 第2条、第2章及び第3章(第27条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条」とあるのは「第32条において準用する第19条」と、第11条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(法第46条第2項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第21 号)の一部を次のように改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第9号」を「奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年奈良市条例第57号)第14条第9号」に改める。

(奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例 第23号)の一部を次のように改める。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第13条第9号」を「奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年奈良市条例第57号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。)第14条第9号」に改める

第94条第2項中「指定居宅介護支援等基準第13条各号」を「指定居宅介護支援等基準条例第14条各号」に改める。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに 指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援 の方法の基準等に関する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第58号

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法の基準等に関する条例

目次

- 第1章 趣旨及び基本方針(第1条・第2条)
- 第2章 人員に関する基準(第3条・第4条)
- 第3章 運営に関する基準(第5条-第30条)
- 第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する 基準(第31条一第33条)
- 第5章 基準該当介護予防支援に関する基準(第34条) 附則

第1章 趣旨及び基本方針

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。 以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22 第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規 定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準等について定めるものとす る。

(基本方針)

- 第2条 指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指 定介護予防支援をいう。以下同じ。)の事業は、その利 用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活 を営むことのできるように配慮して行われるものでなけ ればならない。
- 2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者(法第58条第1項に規定する 指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)は、指定 介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人 格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供 される指定介護予防サービス等(法第8条の2第18項に 規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。) が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しく は地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介護予防 サービス事業者等」という。)に不当に偏することのな いよう、公正中立に行わなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、 市町村(特別区を含む。以下同じ。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- 5 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法

人とする。

6 指定介護予防支援事業者は、その運営に当たっては、 奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第 2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよ うにしなければならない。

第2章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第3条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)ごとに 1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な 数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有 する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければ ならない。

(管理者)

\$0

- 第4条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。
- 2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第3章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第5条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の 提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家 族に対し、第18条に規定する運営規程の概要その他の利 用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事 項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始 について利用申込者の同意を得なければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第 2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成 されるものであること等につき説明を行い、理解を得な ければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。(1)電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げる
  - ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法

- イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録された第1項に規定す る重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は その家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場 合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに 準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ とができる物をもって調製するファイルに第1項に規 定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。
- 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護 予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者 又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。
- 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あら かじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用い る次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又 は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援 事業者が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者 は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方 法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が あったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第 1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってし てはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が 再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでな い。

(提供拒否の禁止)

第6条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定 介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第7条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の 事業の実施地域(当該指定介護予防支援事業所が通常時 に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。) 等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防 支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の 指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講 じなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の 提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者 証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

- 第9条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認 定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必 要な協力を行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第10条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。 (利用料等の受領)
- 第11条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援( 法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費 (法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費を いう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支 払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその 利用者から支払を受ける利用料(介護予防サービス計画 費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同 じ。)と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合 理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第12条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、 当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明 書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

- 第13条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合 には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。
  - (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防 支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業 務量について配慮すること。
  - (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防 支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専 門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければな

らないこと。

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護 予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第2条、 この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなけれ ばならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

- 第14条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市町村(法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス(法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。)として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に 位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特 例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を 記載した文書を、市町村(当該事務を国民健康保険団体 連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保 険団体連合会)に対して提出しなければならない。

(利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付)

第15条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第16条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を 受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合 は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しな ければならない。
  - (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービス(法第24 条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。 以下同じ。)の利用に関する指示に従わないこと等に より、要支援状態の程度を増進させたと認められると き、又は要介護状態になったと認められるとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の青務)

第17条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予 防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものと する。

(運営規程)

- 第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めるものとする。
  - (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 職員の職種、員数及び職務内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
  - (5) 通常の事業の実施地域
  - (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

- 第19条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な 指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援 事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定 めておかなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所 ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によっ て指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。 ただし、担当職員の補助の業務については、この限りで ない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定介護予防支援事業者は、従業者に対し、その能力、 資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければなら ない。

(設備及び備品等)

- 第20条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
  - (従業者の健康管理)
- 第21条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保 持及び健康状態について、必要な管理を行わなければな らない。

(掲示)

第22条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

- 第23条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者 であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必

要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(第 32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。)等 において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同 意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければなら ない。

(広告)

第24条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等) 第25条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事

- 業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更 に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対し て特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位 置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき 旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防 サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特 定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用さ せることの対償として、当該介護予防サービス事業者等 から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。 (苦情処理)
- 第26条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介 護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付け た指定介護予防サービス等(第6項において「指定介護 予防支援等」という。)に対する利用者及びその家族か らの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予 防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書 その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村 の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者から の苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該 指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならな
- 4 指定介護予防支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス 計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予 防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域 密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団 体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助 を行わなければならない。

- 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第27条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定 介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速や かに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必 要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事 故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護 予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第28条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を 区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とそ の他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第29条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品 及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならな い。
- 2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護 予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備しなけれ ばならない。
- (1) 第32条第13号に規定する指定介護予防サービス事業 者等との連絡調整に関する記録
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護 予防支援台帳
  - ア 介護予防サービス計画
  - イ 第32条第7号に規定するアセスメントの結果の記録
  - ウ 第32条第9号に規定するサービス担当者会議等の 記録
  - エ 第32条第14号に規定する評価の結果の記録
  - オ 第32条第15号に規定するモニタリングの結果の記録
- (3) 第16条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 第26条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第27条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 3 指定介護予防支援事業者は、次の各号に掲げる記録の 区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しな ければならない。
  - (1) 介護予防サービス計画費又は特例介護予防サービス

計画費(法第59条第1項に規定する特例介護予防サービス計画費をいう。)の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定介護予防支援を提供した日から5年間

- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間 (報告)
- 第30条 指定介護予防支援事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

第4章 介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

- 第31条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防(法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。) に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携 に十分配慮して行わなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限 に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適 切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防 サービス計画を策定しなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介 護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなけ ればならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
  - (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介 護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させる ものとする。
  - (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に 行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サー ビスの提供方法等について、理解しやすいように説明 を行う。
  - (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
  - (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付(法第18条第2号に規定する予防給付をいう。以下同じ。)の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
  - (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に 当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよ う、当該地域における指定介護予防サービス事業者等

- に関するサービス及び住民による自発的な活動による サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は その家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。
  - ア 運動及び移動
  - イ 家庭生活を含む日常生活
  - ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
  - 工 健康管理
- (7) 担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握 (以下「アセスメント」という。) に当たっては、利 用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して 行わなければならない。この場合において、担当職員 は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に 説明し、理解を得なければならない。
- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に

交付しなければならない。

- (12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問介護計画(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第22号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)第42条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。)等指定介護予防サービス等基準条例において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。
- (13) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護 予防サービス計画の実施状況の把握(利用者について の継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応 じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サー ビス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う ものとする。
- (14) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。
- (15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
  - ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
  - イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
  - ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。
- (16) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス 担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変 更の必要性について、担当者から、専門的な見地から の意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理 由がある場合については、担当者に対する照会等によ り意見を求めることができるものとする。
  - ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項

に規定する要支援更新認定を受けた場合

- イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第 1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受け た場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する 介護予防サービス計画の変更について準用する。
- (18) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 担当職員は、介護保険施設等から退院し、又は退所 しようとする要支援者から依頼があった場合には、居 宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、 介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとす る。
- (20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防 通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希 望している場合その他必要な場合には、利用者の同意 を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師 等」という。) の意見を求めなければならない。
- (21) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期 入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付 ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した 日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の 心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を 除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入 所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間の おおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉 用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥 当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必 要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サ ービス担当者会議を開催し、その継続の必要性につい て検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を 介護予防サービス計画に記載しなければならない。
- 24) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防 福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用 の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具 販売が必要な理由を記載しなければならない。

- (25) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨(同条第1項の規定による指定に係る介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。)を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。
- (26) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と 当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

- 第33条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。
  - (1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。
  - (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
  - (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の 状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、 利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
  - (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを 基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行 うよう配慮すること。
  - (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
  - (6) 地域支援事業(法第115条の45に規定する地域支援 事業をいう。)及び介護給付(法第18条第1号に規定 する介護給付をいう。)と連続性及び一貫性を持った 支援を行うよう配慮すること。
  - (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。
  - (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援 に努めること。

第5章 基準該当介護予防支援に関する基準 (準用)

第34条 第2条及び第2章から前章 (第26条第6項及び第 7項を除く。)までの規定は、基準該当介護予防支援 (法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。)の事業について準用する。この場合において、第5条第1項中「第18条」とあるのは「第34条において準用する第18条」と、第11条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費(法第58条第2項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部 改正)

第2条 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例 (平成25年奈良市条例第22号) の一部を次のように改める。

第14条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26年奈良市条例第58号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号」に改める。

第43条第1号中「指定介護予防支援等基準第30条第7号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条第7号」に 改める。

(奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関 する条例の一部改正)

第3条 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成25年奈良市条例第24号)の一部を次のように改める。

第16条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。)第30条第9号」を「奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26

年奈良市条例第58号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第32条第9号」に改める。

第68条第2号中「指定介護予防支援等基準第30条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第32条各号」に、「指定介護予防支援等基準第31条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第33条各号」に改める。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の 基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第59号

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の 基準に関する条例(平成25年奈良市条例第27号)の一部を 次のように改正する。

第19条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第60号

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例 奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号) の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5 条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係 る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る 出産育児一時金については、なお従前の例による。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市ならまち振興館条例を廃止する条例をここに公布 する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第61号

奈良市ならまち振興館条例を廃止する条例 奈良市ならまち振興館条例(平成7年奈良市条例第17号 )は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例をこ こに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第62号

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例 奈良市観光自動車駐車場条例(平成12年奈良市条例第17 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市奈良町南観光駐車場

奈良市井上町11番地

第3条の3第1項中「午前8時から午後8時まで」を 「別表第1のとおり」に改める。

第4条の見出しを「(使用料)」に改め、同条第1項中「駐車場」を「奈良市転害門前観光駐車場」に改め、「(以下「利用者」という。)」を削り、「別表」を「別表第2」に、「駐車料金」を「使用料」に改め、同条第2項中「駐車料金」を「使用料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

- 第4条の2 奈良市奈良町南観光駐車場を利用する者は、 その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支 払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表第3に規定する額の範囲内において、 指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とす る。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、公益上その他の理由により必要がある 自動車として規則で定める自動車については、利用料金 を徴収しないものとする。

第5条の見出しを「(使用料等の還付)」に改め、同条中 「駐車料金」を「使用料又は利用料金」に改める。

第7条第1項中「利用者」を「駐車場を利用する者」に、 「き損し」を「毀損し」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1 (第3条の3関係)

名 称	入出庫できる時間
奈良市転害門前観光 駐車場	午前8時から午後8時まで
奈良市奈良町南観光 駐車場	午前 0 時から午後12時まで

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2 (第4条関係)

1 駐車時間が24時間以内の場合の使用料(1台につき)

駐車時間	金 額
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円
4時間を超える場合	800円

2 駐車時間が24時間を超える場合の使用料(1台につき)

駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に 24時間未満の端数があるときは当該端数について1の 表を適用して得た使用料を加えた額とする。

3 月ぎめで駐車場を利用する場合の使用料(1台につき)

1月につき10,000円を超えない範囲内で規則で定め る額

別表第3 (第4条の2関係)

1 駐車時間が24時間以内の場合の利用料金の上限(1 台につき)

駐車時間	金額
4時間以内の場合	30分までごとにつき100円
4時間を超える場合	800円

2 駐車時間が24時間を超える場合の利用料金の上限( 1台につき)

駐車時間24時間につき800円とし、当該駐車時間に 24時間未満の端数があるときは当該端数について1の 表を適用して得た利用料金の上限を加えた額とする。 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条 例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市条例第63号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年奈良市条 例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第64号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例 奈良市立学校設置条例(昭和39年奈良市条例第16号)の 一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条第2項を削る。 第2条の表幼稚園の部奈良市立鼓阪幼稚園の項、奈良市 立認定こども園都跡幼稚園の項、奈良市立精華幼稚園の項、 奈良市立認定こども園富雄南幼稚園の項、奈良市立認定こ ども園青和幼稚園の項、奈良市立帯解幼稚園の項及び奈良 市立認定こども園左京幼稚園の項を削る。

#### 附則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。ただし、第2条の表の改正規定(奈良市立鼓阪幼稚園の項及び奈良市立精華幼稚園の項を削る部分に限る。)は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市条例第65号

奈良市下水道条例の一部を改正する条例 奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の一部 を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第6条第5号中「及びこう配」を削り、「中欄」を「右欄」に改め、同号の表こう配の欄を削り、同条第6号中「及びこう配」を削り、「中欄」を「右欄」に改め、同号の表こう配の欄を削る。

第43条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を 第2号とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部 を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第66号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の 一部を改正する条例 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 45年奈良市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「毎年度の当初に、その年度内に」を削り、同条第2項中「同項の規定による告示の日の属する年度内に」を削る。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、次条に定める賦課保留の対象となつた土地に おいては、この限りでない。

第6条の次に次の1条を加える。

(負担金の賦課保留)

第6条の2 管理者は、前条の規定にかかわらず、賦課対象区域内に存する土地に特別の事情があると認めるときは、規程で定めるところにより、負担金の賦課を保留することができる。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の 額並びにその支給に関する条例等の一部を改正する条例を ここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第67号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手 当の額並びにその支給に関する条例等の一部を改正 する条例

(奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第1条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当の額並びにその支給に関する条例(平成20年奈良市 条例第36号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第2条 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末 手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のよう に改正する。

第5条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

(奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改 正)

- 第3条 次に掲げる条例の規定中「100分の155」を「100 分の170」に改める。
  - (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年 奈良市条例第29号)第6条
  - (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例(昭和45年奈良市条例第8号)第5条
  - (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 (平成4 年奈良市条例第2号) 第6条
  - (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(昭和4 1年奈良市条例第29号)第5条

- 第4条 次に掲げる条例の規定中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。
  - (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第6条
  - (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例第5条
  - (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第6条
  - (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第5条
- 第5条 次に掲げる条例の規定中「100分の6」を「100分 の8」に改める。
  - (1) 奈良市特別職の職員の給与に関する条例第7条第5 項
  - (2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例第6条第5項
  - (3) 奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例第7条第5項
  - (4) 奈良市公営企業管理者の給与に関する条例第6条第5項

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、 第4条及び第5条の規定は、平成27年4月1日から施行 する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例(以下「改正後の議員条例」という。)の規定並びに第3条の規定による改正後の奈良市特別職の職員の給与に関する条例、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例及び奈良市公営企業管理者の給与に関する条例(以下これらを「改正後の特別職条例等」という。)の規定は、平成26年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の議員条例又は改正後の特別職条例等の規定を 適用する場合においては、第1条の規定による改正前の 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の 額並びにその支給に関する条例又は第3条の規定による 改正前の奈良市特別職の職員の給与に関する条例、教育 長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例、奈 良市常勤の監査委員の給与に関する条例若しくは奈良市 公営企業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支 給された給与は、それぞれ改正後の議員条例又は改正後 の特別職条例等の規定による給与の内払とみなす。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第68号

奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正) 第1条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32 年奈良市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の 別表(第5条関係)

82.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に改める。

附則第21項中「100分の1.0125」を「100分の1.2375」 に、「100分の67.5」を「100分の82.5」に改める。 別表を次のように改める。

給 料 表

員の	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
分	号給	給料月額	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	F
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,90
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,90
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,10
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,30
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,40
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,8
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,3
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,8
	9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,2
	10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,1
	11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,9
	12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,8
	13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,60
	14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,1
	15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,6
	16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,9
	17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,3
	18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,5
	19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,7
	20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,9
	21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,1
	22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	0,0,-
	23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
	24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
	25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
	26	174,200	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
	27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	374,700	425,400	464,000	524,900	
	28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
	29	180,800	237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
	30	182,600	237,700	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
	31	184,400	240,700	280,500	325,800	354,400	383,900	429,900	467,700	529,000	
	32	186,100	242,200	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900	
	33	187,700	243,600	294 100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700	
				284,100	329,600		388,800				
	34	189,200	245,100	286,000		360,000		435,000	469,900	531,600	
	35 36	190,700 192,200	246,600 248,200	287,900 289,800	333,700 335,800	361,800 363,500	390,400 392,000	436,300 437,500	470,600 471,400	532,500 533,200	
	27	102 500	940 500	201 500	227 700	265 000	202 500	420 700	470 000	E94 100	
	37	193,500	249,500	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100	
	38	194,800	251,100	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000	
	39	196,100	252,700	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900	
	40	197,400	254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	

	曜 日)									亏外	<b>卜第19号</b>
	1			=	0.45 000	0=0 000	1	====	.== aaa l	-oo	
	41	198,700	255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
	42	200,000	257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
	43	201,300	258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
	44	202,600	259,900	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400		
	45	202 200	961 100	205 500	252 200	274 500	409 500	444 600	479 900		
	45	203,800	261,100	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200		
	46	205,100	262,500	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400			
	47	206,400	263,900	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100			
	48	207,700	265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
		,	,	,	,	,	, , , , , ,	.,			
	49	208,800	266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
	50	209,900	267,800	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200			
	51	211,000	269,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000			
	52	212,100	270,400	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800			
	53	213,300	271,500	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400			
	54	214,300	272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
	55	215,300	274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			
	56	216,300	275,300	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600			
							,				
	57	217,100	276,400	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200			
	58	218,100	277,500	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000			
	59	219,000	278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800			
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600			
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200			
再任用	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600	-50,200			
職員以	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200				
外の職	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800				
員											
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100				
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700				
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400				
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900				
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400				
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100				
				336,600		392,200					
	71	230,000	290,000		375,700	I	418,800				
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500				
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000				
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700				
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400				
					I .						
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100				
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600				
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100					
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800					
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500					
					381,100	398,000					
	81	237,500	294,400	341,700	361,100	1			1		
	81 82	237,500 238,200	294,400 294,600	341,700 342,200	381,700	398,700					
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	I					
	82 83	238,200 238,900	294,600 295,000	342,200 342,700	381,700 382,300	398,700 399,400					
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700					
	82 83 84	238,200 238,900 239,600	294,600 295,000 295,300	342,200 342,700 343,200	381,700 382,300 382,700	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85	238,200 238,900 239,600 240,300	294,600 295,000 295,300 295,600	342,200 342,700 343,200 343,600	381,700 382,300 382,700 383,300	398,700 399,400					
	82 83 84	238,200 238,900 239,600	294,600 295,000 295,300	342,200 342,700 343,200	381,700 382,300 382,700	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85	238,200 238,900 239,600 240,300	294,600 295,000 295,300 295,600	342,200 342,700 343,200 343,600	381,700 382,300 382,700 383,300	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85 86 87	238,200 238,900 239,600 240,300 241,000 241,700	294,600 295,000 295,300 295,600 295,900 296,200	342,200 342,700 343,200 343,600 344,000 344,500	381,700 382,300 382,700 383,300 383,900 384,500	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85 86	238,200 238,900 239,600 240,300 241,000	294,600 295,000 295,300 295,600 295,900	342,200 342,700 343,200 343,600 344,000	381,700 382,300 382,700 383,300 383,900	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85 86 87 88	238,200 238,900 239,600 240,300 241,000 241,700 242,400	294,600 295,000 295,300 295,600 295,900 296,200 296,600	342,200 342,700 343,200 343,600 344,000 344,500 344,900	381,700 382,300 382,700 383,300 383,900 384,500 385,100	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85 86 87 88	238,200 238,900 239,600 240,300 241,000 241,700 242,400	294,600 295,000 295,300 295,600 295,900 296,200 296,600	342,200 342,700 343,200 343,600 344,000 344,500 344,900	381,700 382,300 382,700 383,300 383,900 384,500 385,100	398,700 399,400 400,100					
	82 83 84 85 86 87 88	238,200 238,900 239,600 240,300 241,000 241,700 242,400	294,600 295,000 295,300 295,600 295,900 296,200 296,600	342,200 342,700 343,200 343,600 344,000 344,500 344,900	381,700 382,300 382,700 383,300 383,900 384,500 385,100	398,700 399,400 400,100					

7 7 1 2 1 3 1 3 1 3											PE 口 /
	92	244,600	298,100	346,500	387,600					[	
	93	244,900	298,200	346,700	388,300						
	94		298,500	347,100							
	95		298,900	347,600							
	96		299,300	348,000							
	97		299,500	348,100							
	98		299,800	348,600							
	99		300,200	349,100							
	100		300,600	349,400							
	101		200 000	240. 700							
	101		300,800	349,700							
	102		301,100	350,100							
	103		301,500	350,500							
	104		301,800	350,900							
	105		302,000	351,400							
	106		302,300	351,800							
	107		302,700	352,200							
	108		303,000	352,600							
	109		303,200	353,100							
	110		303,600	353,500							
	111		304,000	353,900							
	112		304,300	354,200							
	110		204 400	954 700							
	113		304,400	354,700							
	114		304,700								
	115		305,000 305,400								
	116		300,400								
	117		305,600								
	118		305,800								
	119		306,100								
	120		306,400								
	121		306,800								
	122		307,000								
	123		307,300								
	124		307,600								
	195		200 000								
再任用	125	105 000	308,000	057, 000	077 000	000 000	010 100	0.01 0.00	207 400	445 500	FOC
職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,

第2条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を 次のように改正する。

第7条第1項中「決定する」の次に「ものとし、その者の給料月額は、その者の号給に応じた額とする。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者の号給に応じた額に、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する

勤務時間で除して得た数(以下「育児短時間勤務算出率」という。)を乗じて得た額とする」を加え、同条第2項中「決定する」の次に「ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」を加え、同条第4項中「ものとする」を「ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号給に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」に改め、同条第9項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員となつた再任用職員の 給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額に、 育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

第7条の2中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占める

もの」に、「奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「勤務時間等条例」という。)第2条第2項」を「勤務時間等条例第2条第3項」に改める。

第16条第3項中「100分の15」を「100分の16」に改め、 同条第4項中「100分の18」を「100分の20」に改める。

第16条の4第2項第2号中「額(」の次に「育児短時 間勤務職員及び」を加える。

第16条の5第2項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、 住居を移転し、父母の疾病その他の市長が規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して市長が規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第17条第1項中「得た額」の次に「(育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額)」を加える。

第22条の2第1項中「除く。」の次に「次項において 「週休日等」という。」を加え、同条第2項を次のよう に改める。

別表 (第5条関係)

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への 対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外 の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の 勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、 管理職員特別勤務手当を支給する。

第22条の2に次の1項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、 12,000円を超えない範囲内において市長が規則で定 める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して市長 が規則で定める勤務をした職員にあつては、その額 に100分の150を乗じて得た額)
  - (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、 6,000円を超えない範囲内において市長が規則で定 める額

第24条第4項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)」を加える。

第25条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に改め、同条第3項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)」を加える。

第27条の2中「、第16条の3及び第16条の5」を「及び第16条の3」に改める。

附則第18項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

附則第21項中「100分の1.2375」を「100分の1.125」 に、「100分の82.5」を「100分の75」に改める。

別表を次のように改める。

給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700

方外第19 <del>5</del>	5									()( 1	<b>在</b> 日)
			1		1	1	1	1		1	
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,40
		151,800						392,500			
	14		210,400	244,700	284,900	313,800	343,800		433,400	494,200	549,80
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,10
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,20
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,5
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,5
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,4
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,3
	20	102,200	220,000	201,100	201,100	020,000	000,000	101,000	111,000	000,200	000,0
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,2
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700		
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300		
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700			
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800			
			067	05-		05.	05=	465			
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300			
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500			
	F0	010 000	900 000	910 000	9EE 000	270 000	200 100	400,000			
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900			
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300			
	55 50	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700			
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000			
		017 100	071 000	910 000	250 000	276 400	400.000	441 000			
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300			
	58 50	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700			
	59 60	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000			
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300			
	<i>G</i> 1	220 200	275 400	200 500	262 200	270 700	401 500	449 600			
	61 62	220,800 221,800	275,400 276,400	322,500 323,400	362,300 362,900	378,700 379,400	401,500 401,800	442,600			
再任用											

()(	唯 口/								<u> </u>
154 H 154	ao		.==		000 000			1	1 1
職員以	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
外の職	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
員									
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
	10	233,700	201,300	332,900	371,100	380,300	403,700		
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700		
	00	230,000	200,400	334,000	373,100	367,300	400,700		
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900		
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200		
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500		
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700		
	01	255,000	203,300	330,300	373,000	360,300	407,700		
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900		
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000			
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300			
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500			
	00	242,400	290,800	338,100	370,700	369,300			
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700			
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000			
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300			
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500			
	32	211,000	232,200	555,700	370,100	550,500			
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700			
	94		292,500	340,300					
	95		292,900	340,800					
	96		293,300	341,200					
	50		230,000	311,200					
	97		293,500	341,300					
	98		293,800	341,800					
	99		294,200	342,200					
	100		294,600	342,500					
				2.2,000					
	10.		00 1 5	0.40 5					
	101		294,800	342,800					
	102		295,100	343,200					
	103		295,500	343,600					
	104		295,800	344,000					
			,	5,000					
	105		000 000	244 500					
	105		296,000	344,500					
	106		296,300	344,900					
	107		296,700	345,300					
	108		297,000	345,700					
	100		201,000	5 10, 100					
	100		005 000	0.46 005					
	109		297,200	346,200					
	110		297,600	346,600					
	111		298,000	346,900					
					1			l l	1
	112		298,300	347,200					

1	112	298,400	347,700								1
	113		347,700								
	114	298,700									
	115	299,000									
	116	299,400									
	117	299,600									
	118	299,800									
	119	300,100									
	120	300,400									
	121	300,800									
	122	301,000									
	123	301,300									
	124	301,600									
	125	301,900									
再任用 職 員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

(奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例(平成24年奈良市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額			
1	円			
1	377,000			
2	426,000			
3	479,000			
4	542,000			
5	618,000			
6	722,000			

第6条第2項中「100分の155」を「100分の170」に改める。

第4条 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額				
1	円				
1	370,000				
2	418,000				
3	470,000				
4	531,000				
5	606,000				
6	708,000				

第6条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「」を「、6月に支給する場合においては 100分の122.5、12月に支給する場合においては」に、「100分の170」を「100分の155」に改める。

(奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例の一部改正)

第5条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例(平成18年奈良市条例第15号)の一部を次 のように改正する。

附則第8項中「、給料月額」を「、平成27年3月31日 までの間、給料月額」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、 第4条及び第5条並びに附則第6項から第12項までの規 定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(奈良市一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から、同条の規定(給与条例別表の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する
- 3 第3条の規定(奈良市一般職の任期付職員の採用及び 給与の特例に関する条例(以下「任期付職員条例」とい う。)第5条第1項の表の改正規定に限る。)による改正 後の任期付職員条例の規定は平成26年4月1日から、第 3条の規定(任期付職員条例第6条第2項の改正規定に 限る。)による改正後の任期付職員条例の規定は同年12 月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

4 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規 定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合 においては、第1条の規定による改正前の給与条例又は 第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長が規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定 による給料を支給される職員との権衡上必要があると認 められるときは、当該職員には、市長が規則で定めると ころにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第24条第5項(給与条例第25条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与条例第24条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と奈良市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年奈良市条例第68号)附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する 特例)

11 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手 当の支給に関する給与条例第16条第3項の規定の適用に ついては、「100分の16」とあるのは、「100分の16を超え ない範囲内で市長が規則で定める割合」とし、同条第4 項の規定の適用については、「100分の20」とあるのは、 「100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割 合」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

12 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴

任手当の支給に関する給与条例第16条の5第2項の規定の適用については、「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で市長が規則で定める額」とする。

(規則への委任)

13 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市条例第69号

奈良市職員の退職手当に関する条例の一部を改正す る条例

奈良市職員の退職手当に関する条例(昭和59年奈良市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項第1号中「54,150円」を「70,400円」に改め、同項第2号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第3号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第4号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第5号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第6号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第7号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第8号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

# 規則

奈良市民生委員法施行細則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第56号

奈良市民生委員法施行細則の一部を改正する規則 奈良市民生委員法施行細則(平成19年奈良市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「令」という。)」の次に「、奈良市民生委員の 定数に関する条例(平成26年奈良市条例第50号。以下「条 例」という。)」を加える。

第2条中「法第4条」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第57号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則 第9号様式(第19条関係) 奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第19条中「督促状」を「国民健康保険料督促状兼領収証 書」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

	7	r				
振替口座番号 加入者名 奈良市会計管理者 公 督促状	扳替口座番号	振替口座番号				
年度国民健康保険料領収济通知書(奈良市)	加入者名 奈良市会計管理者	国民健康保険料督促状兼領収証書 (奈良市)				
納付義務者名	国民健康保険料 督促状 納入書 (奈良市)	あなたの世帯の下記国民健康保険料は、納期を過ぎて未納となっています。納期限までに必ず納付してください。 なお、この督促状到着までに納付された場合は、 行き違いですのでご了承ください。				
調定コード   試課年度   対象年度   期別   保険料額		納付義務者名				
記号番号 延滞金額	対象年度					
約 期 限 合計金額	期 別 記号番号	調定コード 賦課年度 対象年度 期別				
С	調定コード	記号番号				
V S	保険料額(円)	保険料額				
収	7:5 Mtr A dos / [[1] \	延滞金額				
	延滞金額(円)	合計金額				
	合計金額 (円)	納期限				
	約 期 限	発行日 年 月 日				
本書のとおり領収したので通知します。 奈良市会計管理者 あて		奈良市長				
領収目付印	領収日付印	上記のとおり領収しました。				
取りまとめ   南都銀行		領収日付印				
金 融 機 関 大阪貯金事務センター						
(奈良市/CVS木部保管)	(金融機関/CVS店舗保管)					
	1	(納付線密客保質)				

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈 良市国民健康保険規則の規定に基づき作成されている用 紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができ る。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

# 奈良市規則第58号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則 奈良市保健所長事務委任規則(平成14年奈良市規則第58 号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「薬事法(」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に改め、同号カ中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「第3条第3号」を「第3条」に改め、同号いを同号きとし、同号あ中「薬局開設又は」を削り、同号あを

同号かとし、同号ン中「薬局開設又は」を削り、同号ンを同号おとし、同号ヲ中「薬局開設又は」を削り、同号ヲを同号えとし、同号ワ中「薬局開設又は」を削り、同号ワを同号うとし、同号ロ中「薬局開設又は」を削り、同号ロを同号いとし、同号中レをあとし、マからルまでをヤからンまでとし、ホの次に次のように加える。

- マ 令第1条の4の規定による薬局開設許可証の交付 に関すること。
- ミ 令第1条の5第1項の規定による薬局開設許可証 の書換え交付に関すること。
- ム 令第1条の6第1項の規定による薬局開設許可証 の再交付に関すること。
- メ 令第1条の6第3項及び第1条の7の規定による 薬局開設許可証の返納の受理に関すること。
- モ 令第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳に 関すること。

第2条第1項第7号中ホを削り、へをホとし、トからフまでをナからへまでとし、テの次に次のように加える。

ト 法第68条の11の規定による報告の受理(薬局製造 販売医薬品に係るものに限る。)に関すること。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第59号

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則 奈良市薬事法施行細則(平成14年奈良市規則第24号)の 一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全 性の確保等に関する法律施行細則

第1条中「薬事法(」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

別記第1号様式、第2号様式及び第6号様式中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに 公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第60号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則 奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号) の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項中「3万円」を「1万6千円」に改める。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第61号

奈良市小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。 以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令 第74号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第 11号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、 小児慢性特定疾病医療費の支給に関し必要な事項を定め るものとする。

(小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請等)

- 第2条 法第19条の3第1項又は第19条の5第1項の申請 は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(新規・変 更)(別記第1号様式)に次に掲げる区分に応じ、当該 区分に定める書類を添えて行うものとする。
  - (1) 法第19条の3第1項の申請
    - ア 指定医(法第19条の3第1項に規定する指定医を いう。以下同じ。)の作成した診断書
    - イ その他市長が必要と認める書類
  - (2) 法第19条の5第1項の申請
    - ア 変更の生じた理由を証する書類
    - イ 医療受給者証(以下「受給者証」という。)
- 2 市長は、法第19条の3第1項の申請があった場合において、同条第3項の規定により医療費支給認定を行ったときは、小児慢性特定疾病医療受給者証(別記第2号様式)を交付し、医療費支給認定を行わなかったときは、小児慢性特定疾病医療不認定通知書(別記第3号様式)により通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第3条 施行規則第7条の9第3項の規定による変更の届出は、小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届 (別記第4号様式)に、受給者証を添えて行うものとする。

(指定医の指定申請)

第4条 施行規則第7条の11第1項の申請は、小児慢性特定疾病指定医指定申請書(別記第5号様式)により行うものとする。

(指定小児慢性特定疾病医療機関の指定申請)

第5条 法第19条の9第1項の申請は、指定小児慢性特定 疾病医療機関指定申請書(別記第6号様式)により行う ものとする。

(その他)

別記

第1号様

第6条 この規則に定めるもののほか、小児慢性特定疾病 医療費の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

式	(第2条関係	系)									
				(表面	面)						
						į	受給者	番 号		疾患	群
		. 10 10 1	ا <del>داد</del> باده اد		ے جاتے احدہ ۸۔	- =de	±. /#r	- La - Art -	<u>=</u> \		
	(宛先)奈 」		生特定疾病	<b>医療質</b> 文章	给認正 F	育請.	<b>書</b> (初	規・変見	更)		
にか	は、小児慢性特 かっている児童 病医療費の支給	R 11 R 特定疾病に係る医療 気等の健全育成に資 計を申請します。 (	する調査及び研	究を推進する	ための基礎				病等の	に同意し、	
ı	フリガナ	1			性	年			生	年月日	
	氏 名				別 女	齡	歳	平成	年	月	Ħ
		〒	_								
受	住所	****									
診	電話(自宅)	+									
者	PEHH (P. C.	被保険者氏名						受診者と 続柄	0	本人	<ul> <li>家族</li> </ul>
	-ten na manaba/10 tt∆a	保険種別	協会健保・健保 職・後期高齢・				被保険者i 記 号・番	Eの			
	加入医療保険	被保険者証 発行機関名						1			
		所 在 地									
	申請者は、	原則として医療	費支給認定保證	雙者 (受診者	が加入し	てい		の被保険者	·) に	なります。	
申	フリガナ	<del> </del>					受診者との 関係	父・母	その他	. (	)
請者	氏 名				印		電話(自宅)				
(保護者		<del>                                     </del>	<del> </del>	(自署又は	記名押印)		携帯電話				
者)		フリガナ	-								
	住所										
該	 当する階層区分	生	活保護 · 低序	所得I ・ 低	所得Ⅱ・	<u></u>	投所得 I	一般所得	<b>н</b> п •	上位所得	
	疾病名									性特定疾病医 者番号を記載	
(#4	特 例 核当の場合 27)	血血友	: 病 □	重症患者認				つ長期		人工呼吸器	 } 等装着者
受診		引に、他に特定医	いない・い	る(氏名				者番号(			)
受診		」 引に、他に小児慢	いない・い	ス(氏々		*	受給者証の写 ) 受給	しの提出が必 <b>者番号(</b>	必要です	·	)
<u>የ</u>	正医療文和名 re	<u> </u>	-		**	16 H 구.			B -	** J. ≅7 <b>4</b> \$ } J. J.	
受診 (訪 含む。	を希望する指定 問看護事業所及で 。)	医療機関 関を必 び薬局を ②利用・	疾病について、浴 必ず記載してくた する調剤薬局を記 看護事業所を利用	ごさい。 已載してくださ	<i>۱</i> ۷۰。						
		 E 医療機 関 訪問看護事業所・i				所ィ	生 地			保健所	 受付印
									ĺ		
										tile vin LBB	
			【裏面の	)世帯調書に	もご記入く	ださい	·。]			整理欄	

(裏面)

<研究利用についてのご説明>

小児慢性特定疾病の患者に対する良質かつ適切な医療支援の実施を目指し、当該疾病の程度が一定以上である者の保護者に対し、申請に基づき、医療に要する費用(小児慢性特定疾病医療費)を支給しています。この制度の利用を申請する際に提出していただく「医療意見書」は、この事業の対象となるか否かの審査に用いられると同時に、データベース化して本事業の利用者数の把握等を行い、研究を推進することとしています。

○個人情報保護について

過程の所名が限ない。 患者さんの氏名や住所といった個人情報は、申請書を提出した都道府県等が管理し、研究には利用しません。 研究の成果は公表しますが、その際個人が特定されることはありません。 データベースは、個人情報保護に十分に配慮して構築しています。

○受診を希望する医療機関等について、表面の枠が足りない場合は、下記にお書きください。

医療機関等 (医療機関・訪問看護事業所・調剤薬局名)	所 在 地

#### 世帯調書

- ○住民票上の世帯全員について記載してください。※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記入してください。
- ○生活保護受給者の方も記入してください。

世帯員氏名	生年月日	受診者との 続柄	住民票が別の場合〇	加入医療保険種別と被保険者・被扶養者の別
1	M•T•S•H			被保険者 ・ 被扶養者
2	M•T•S•H 			被保険者 ・ 被扶養者
3	M•T•S•H 			被保険者 ・ 被扶養者
4	M•T•S•H			被保険者 ・ 被扶養者
5	M•T•S•H			被保険者・被扶養者
6	M•T•S•H			被保険者・被扶養者
7	M•T•S•H			被保険者・被扶養者

第2号様式 (第2条関係)

	(	小小	児慢	生特定	疾病	医猪	受	給者	証
1	> 費	負 担	者番号	号 受	給	者	番	号	疾病群番号
	氏	名							
受給者	生年	月日						性 別	
者	住	所							
保	氏	名						続 柄	
護者	住	所							
拶	長 病	名							
受診	名	称							
	名	称							
	名	称							
関	名	称							
丰	す 効	期間							
保	! 険	者							適用区分
被記	保 険 : 号 ・	者証の番号							
自	己負担	上限額	月	額				円	階層区分
	食 費			特例					
	奈」	良市長							印
交位	付年月	目							

第3号様式(第2条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

小児慢性特定疾病医療不認定通知書

申請者

様

奈良市長 印

児童福祉法第19条の3第1項の規定による小児慢性特定疾病医療費の申請は、 下記により認定されませんでしたので通知します。

理 由

(注)余白に、この処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教 示を記載する。 第4

<b>}様式</b>	(第3条関係)							
電話       〒								
		小児慢性特	寺定疾病	医療受給	者証等記載	載事項変更周	<b></b>	
小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届   受診者名   受診者名   受診者名   受診者名   受診者名   受診者名   受診者を関する事項   「								
				受診者	名			
◎変	更される事項	頁に☑をし、	新しい情	報を記載し	てください。	)		
受診者	に関する事	 項						
	フリガナ							
	氏 名							
	住 所							
					144 444			
Ш		· -	よき 八 ふ、ア よ カ	つの乍! お茶		<u> </u>		
					10(//20	<b>'</b> o		
皮保険	者証に関す	ろ事項						
Z VN BX		T T T				受診者との		
	<b>被保険者氏名</b>				I		本人	• 豕族
	保険種別							
						1		
	所 在 地							
	・自己負担上限	額(階層区分)	)に変更のな	よい場合は、新	<b>新たな「保険</b> 証	Eの写し」(裏面都	診照)を「保	
申請者	(保護者)	 に関する事項	<b>頁 ※</b> 受診	者が未成年の	湯合、保護	者が申請者にな	ります。	
	フリガナ						父・母・	本人
	氏 名						その他(	)
	電 話							
			_					
	住 所	7 9 20 7						
L								
							保健所	受付印
私は、 Eに記述	、小児慢性特別 載された事項	疋疾柄医療費 の変更につい	文総認定申 て、上記の	請書及び小り とおり届けり	兄慢性特定疾 出ます。	<b>两医療受給者</b>		
(宛先	( ) 奈良市長							
	年	月	日					
		届出者氏名	<b>7</b>			印		
					(署名又は記名	押印)	整理欄	
		受給者番号						

指定医療機関、自己負担上限額(階層区分・人工呼吸器等装着・高額かつ長期・重症患者認定・世帯 内按分)及び小児慢性特定疾病の名称変更については、支給認定の変更を行うため、小児慢性特定疾病 医療費支給認定申請書(変更)に必要書類を添付して申請すること。

## 世帯調書

(裏面)

○住民票上の世帯全員について記載してください。※住民票が別でも同じ医療保険に加入している方が他にいる場合は、その方も記入してください。

	世帯員氏名	生年月日	受診者との 続柄	住民票が 別の場合〇	加入医療保険種別と被 保険者・被扶養者の別
1		M • T • S • H			被保険者 • 被扶養者
2		M • T • S • H			
3		M • T • S • H			被保険者・被扶養者
					被保険者 ・ 被扶養者
4		 M•T•S•H			被保険者 ・ 被扶養者
5					被保険者・被扶養者
6		M•T•S•H			被保険者 • 被扶養者
7		$M \cdot T \cdot S \cdot H$			
					数保険者・ 被扶養者

## ○医療保険証の写し(コピー)を提出していただく方

保	険 種 別	医療保険証のコピーを提出していたただく方					
国民健康保険 (退職 国民健康保険組合		同じ国保に加入している方全員分 ※同一市町村の国保と退職国保は同じ国保です。					
被用者保険	受診者が被保険者本人の場合	受診者本人の分のみ					
(協会健保・健保組 合・共済 等)	受診者以外が被保険者となって いる場合 (受診者が被扶養者「家族」)	被保険者の分及び受診者の分					

第5号様式 (第4条関係)

(表面)

# 小児慢性特定疾病指定医指定申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

氏 名 印

**〒** 住 所

電話番号

児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の指定を受けたいので、児童福祉法施行規則第7条の12の規定に基づき申請します。

生	年	月	日		年	月	日	性	別		男 •	女	
医	籍登	绿番	号					医登録	籍 特年月日		年	J	月 日
い①	1	専門名	月医の 称			専門医の機関(学				専門医の 有効期間	年	三月	日まで
れい。 (※) を記:	2	研 名	修 の 称					研修	修 日		年	月	目
記で載の	3	小児慢 病診断	性特定疾 等の経験	有	•	無		小児慢 疾病名 (1 <i>羽</i>					
<ul><li>※ 上記載。③</li></ul>	の① 経過	〜③ <i>0</i> i措置に	り欄は、( こよる申記	〕専門医要件~ 請を希望する場	で申請を湯合に記述	希望する場 載してく7	場合にださい。	記載。	②研修修 7	了要件で申記	青を希望	する場	合に記
				医療機	関 名								
	務療	先機	の関	所 在	地								
		*()**	123	電話	番 号								
				担当家	ナ る 科								

※ 小児慢性特定疾病医療費の支給認定申請に必要な医療意見書を作成する可能性のある主たる医療機関(<u>奈良市にある勤務先</u>)について記載してください。

#### 添付書類

- 1. 経歴書 (別紙)
- 2. 医師免許証の写し(裏面に書換等の記載のあるものは、裏面も添付のこと)
- 3. 専門医に認定されていることを証明する書類の写し又は指定医の研修修了を証明する書類の 写し

(裏面に続く)

(裏面)

○ 表面の勤務先以外に勤務し、医療意見書を作成する可能性のある医療機関があれば記載してください。

	医療機関名	
1 2 3	所 在 地	〒 一
	電話番号	
	担当する診療科	
	医療機関名	
2	所 在 地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
3	医療機関名	
	所 在 地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
	医療機関名	
4	所 在 地	〒
	電話番号	
	担当する診療科	
	医療機関名	
5	所 在 地	₸
	電話番号	
	担当する診療科	

(別紙)

# 経 歴 書

%5年以上の診断又は治療に従事した経験(臨床研修期間を含む。)があることが分かれば、全ての経歴をご記載いただく必要はありません。

年 月 日現在

フリカ	ガナ				性	別		生	年	月	目	
氏	名			印	男 •	女			年		月	目
診断又は	治療に 注 期 間	従事した診療科	従	事	l	た	医	療	機	関	名	
自 年	月											
至 年	月											
自 年	月											
至 年	月											
自 年	月											
至 年	月											
自 年	月											
至 年	月											
自 年	月											
至 年	月											
自 年	月											
至 年	月											
自 年	月											
至年	月											
	合	計 期 間				計		年	,	か月		

第6号様式 (第5条関係)

(その1)

## 指定小児慢性特定疾病医療機関申請書(病院・診療所)

	名称		
保険医療機関	所在地	〒	
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	電話番号	電話: FAX:	
	医療機関コード		
DD 30. 4v	住所		
開設者	氏名又は名称		
標榜している診療科名			

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請します。

また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者住所氏名又は名称

印

(宛先) 奈良市長

添付書類:役員名簿(別紙)

(注) 裏面に児童福祉法の抜粋を記載する。

(別紙)

## 役員名簿

	1		申請者(法人)名(	)
役職	氏名	生年月日	住所	
		<u> </u>		

(その2)

## 指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書 (薬局)

	名称	
保険薬局	所在地	〒
NIBON(113	電話番号	電話: FAX:
	医療機関コード	
開設者	住所	
MIKT	氏名又は名称	

上記のとおり、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 19 条の 9 第 1 項の規定による 指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請します。

また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者住所氏名又は名称

囙

(宛先) 奈良市長

添付書類:役員名簿(別紙)

(注) 裏面に児童福祉法の抜粋を記載する。

)

(別紙)

# 役員名簿

申請者(法人)名(

			中明有(仏人)有(	,
役職	氏名	生年月日	住所	

(その3)

指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書(指定訪問看護事業者)

	名称
訪問看護ステーション	所在地
	医療機関コード
	名称
!	主たる事務所の 〒
!	所 在 地
	電話:電話番号
指定訪問看護事業者	E 前 笛 与 FAX:
1月/11/11/日 12 才 不 口	代
	住所
	表
	氏 名
	者

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項の規定による指 定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請します。

また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

所在地名称代表

印

(宛先) 奈良市長

添付書類:役員名簿(別紙)

(注) 裏面に児童福祉法の抜粋を記載する。

(別紙)

## 役員名簿

申請者(法人)名(

役職	氏名	生年月日	住所

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第62号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則を廃 止する規則

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則(平成17 年奈良市規則第57号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市小児慢性特定疾病審査会規則をここに公布する。 平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第63号

奈良市小児慢性特定疾病審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第19条の4第1項の規定により設置する奈良市小児慢性 特定疾病審査会(以下「審査会」という。)に関し必要 な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、小児慢性特定疾病医療費の支給認定に ついて審査する。

(組織)

- 第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。 (委員の委嘱等)
- 第4条 委員は、児童福祉法第19条の4の規定に基づき、 市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第6条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを 定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 審査会は、会長が招集する。ただし、会長が選出 されていないときは、市長が招集する。
- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を 開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数 のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

- 第8条 審査会の庶務は、保健予防課において処理する。 (補則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関 し必要な事項は、会長が定める。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。 平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第64号

奈良市子ども・子育て支援法施行細則 (趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)の施行について、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)及び子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(労働時間の下限)

第2条 府令第1条第1号の市が定める時間は、1月において96時間とする。

(支給認定申請書)

第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地 域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書(別 記第1号様式)とする。

(支給認定証等)

- 第4条 法第20条第4項の認定証は、子どものための教育・保育給付支給認定証(別記第2号様式)とする。
- 2 法第20条第5項の規定による通知は、子どものための 教育・保育給付支給認定申請却下通知書(別記第3号様 式)により行うものとする。
- 3 法第20条第6項ただし書(法第23条第3項において準 用する場合を含む。)の規定による通知は、子どものた めの教育・保育給付支給認定遅延通知書(別記第4号様 式)により行うものとする。
- 4 府令第12条第1項の規定による通知は、子どものため の教育・保育給付支給認定変更通知書(別記第5号様 式)により行うものとする。
- 5 府令第14条第1項の規定による通知は、子どものため の教育・保育給付支給認定取消通知書(別記第6号様 式)により行うものとする。

(支給認定の有効期間)

- 第5条 府令第8条第4号ロの市が定める期間は、2月とする。
- 2 府令第8条第6号及び第12号の市が定める期間は、育 児休業に係る子どもが1歳に達する日の前日が属する月 の末日までとする。
- 3 府令第8条第7号及び第13号の市が定める期間は、市 長が別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市 2 市長は、第2条の規定について、府令附則第2条に規 長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

別記

第1号様式(第3条関係)

(その1)

#### (経過措置)

定する府令の施行日から起算して10年を経過する日まで に、特定教育・保育施設の利用状況等を勘案し必要があ ると認める場合、所要の措置を講ずるものとする。

## 支給認定申請書兼施設利用申込書

施設型給付費·地域型保育給付費等

年 月 日

(宛先)奈良市長

保護者 現住所

氏 名

電話番号

(FJ)

火の	とおり、加	設型給付5	費・地域 <sup>2</sup>	型保育	給付費に係る支給	認定を生	請します。					
利用希	望の小	フリカ゛ナ				***************************************	生 年	F 月 F	3	性別	認定	者番号
学校就	学前子	氏 名		••••••			年	= 月	目	男·女	※既に支給認定で	と受けている方は記入
ht -1-		保育有	保育 時		両親ともフルタイム ※1週間30時間(月1							、地域型保育
希	保育の ·望 <sup>·</sup> 囲む)	2号認定 3号認定	保育 時							業の利用を希望する方。 育利用を必要とする理由が必要です。		
(0)	Д6)	教育要(f 1号認定	呆育否)		幼稚園、認定こども園(教育部分)の利用を希望する方。							
支	フリガナ 氏 名			子ども との統柄	生年月日		互絡先 活番号など)	職	業	か務先、学校 その他の		市民税等 課税状況
へ 同 詞	SEC											有・非
店定の申												有・非
祖請												有・非
母等を含せるの#												有・非
												有・非
む帯員												有・非
只												有・非
4	上活保護	又は中国死	<b></b> と留邦人	等支援	給付の状況	受けて	いない・	受けて	こいる(	年	月 日	受給開始)
	年1月	1日時点	/D ##: -h	統杯	□奈良市	□奈良市内 □市外(旧住所地)						
の信	E所地 🕻	☑を記入	保護者	続杯	□奈良市	り [	]市外(旧住店	沂地)				
の子現と		宅で現在に			、 人外の施設(施設名 (育児休業中含む		(父・母・祖父	·祖母•	その他親加	,	けている。 ている。	
崩		を希望する	期間		4	丰	月	日から		年	月	∃まで
		1)			(:	希望理由	)				事業所番号(>	<課記入欄)
	希望	2			(;	希望理由	)				事業所番号(;	<課記入欄)
施	设名	3			(;	希望理由	)				事業所番号(>	▶課記入欄)
		④以下					幼稚園、認定こども園(教育部分)併願 園名 人園申込をされている方は20を記入					

次の理由によ	次の理由により、保育利用を申請します。「幼稚園、認定こども園(教育部分)を希望する方は必要ありません。」										
	続柄	保育が必要な理由(保護者の現況)									
	父	1-(1) 正職員 1-(2) パート・アルバイト 1-(3) 自営業 1-(4) 内職 2 妊娠、出	産								
	母	3 疾病・障がい 4 同居親族の介護・看護 5 災害復用	3								
保育利用を必	その他	6-(1) 就労内定 6-(2) 求職中 6-(3) 起業準備中 7 就学(学	校・職業訓練)								
要とする理由 (〇で囲む)	( )	8 不存在(□離婚 □離婚調停中 □拘留等 □死別 □未婚) 9 その他理	<b>L</b> 由( )								
(☑を記入)	父	1-(1) 正職員 1-(2) パート・アルバイト 1-(3) 自営業 1-(4) 内職 2 妊娠、比	産								
	母	3 疾病・障がい 4 同居親族の介護・看護 5 災害復用	3								
	その他	6-(1) 就労内定 6-(2) 求職中 6-(3) 起業準備中 7 就学(学	校・職業訓練)								
	( )	8 不存在(□離婚 □離婚調停中 □拘留等 □死別 □未婚) 9 その他理	且由( )								
希望する 保育時間	利用日 (○で囲む)	月·火·水·木·金·土 週 日 利用時間	分1日 時間 分	分							

,	祖ご	父母(	の現況	は、と	欠の	とおり	相違	あり	ません	$v_o$

100		V 12.07.2	PIDPLY 2 DC 1 C 4 C 2 J	口生のアスと70。										
	続 柄 氏 名		年 齢	住戸	所(別居の場合のみ記入)	生活の現況 (就労、障がい等級、介護認定、疾病等)								
	父	祖父		歳	同居·別居									
	方	祖母		歳	同居・別居									
Î	母	祖父		歳	同居・別居									
	方	祖母		歳	同居・別居									

#### 誓約及び同意書

- 1 申請書、添付書類、申立書及び各証明書(以下「申請書類」という。)の内容が実態と異なる場合は、支給認定又は保育所、幼稚園等の特定教育・保育施設等(以下「施設等」という。)利用の決定を取り消されても異議ありません。
- 2 市は、施設型給付費等の支給認定や利用者負担額の決定に必要な、世帯情報及び世帯員の市民税額等の情報について、次の関係部署に調査します。
  - ・ひとり親医療担当・母子福祉担当・戸籍、住民票担当・障害福祉担当・生活保護担当・税務担当・児童手当担当
- 3 市は、上記2の情報に基づき決定した利用者負担額について、施設等に対して提示することがあります。
- 4 決定された利用者負担額は、遅滞なく納付し滞納しません。もし、利用者負担額を滞納した場合は、児童福祉法第56条第7項から第9項までの規定により、差押などの処分を行うことがあります。
- 5 市は、申請書類の記載内容について、必要な情報が不足している場合や適正であるか確認する必要が生じた場合、勤務先等に連絡して確認する場合があります。
- 6 市は、施設等利用とその運営上、必要と認められる申請書類の情報を、当該施設等や関係部署に提供する場合があります。
- 7 本申請については、 認定申請が集中するなど、支給認定の審査に時間を要する場合は、認定の審査結果は にお知らせします。

上記の各事項について誓約し、及び同意します。

保護者氏名

Ø

····(保護者の方は以下記入しないでください。)······

*所管課記載欄										
受付年月日	年	- 月	日	システ	ム入力確認		手帳確認		認定者番号	
支給認定の確認	1号 2号標準	2号短	3号標準	3号短	年	月	日認定		認定否理由	
利用施設の調整	施設名						利用不可	受入な 指数低	に 定員満了 私位 その他	受入体制不能
利用の期間	年	月	日から	入学 満3	3歳 2か月 彦 年 月	E後2月 日	] 育休終了 地	地域型卒	区園 今年度末	まで
備考										

\*施設等記載欄(保護者が施設又は事業者を経由して市町村に提出した場合。)

个 他 议 守 记 取 懒 ( )	護有が旭政人は事業有を経由して	川町竹に1疋山した場合。/	
受付年月日	年 月 日	提出した保護者氏名 (続柄)	続柄( )
施設(事業者)名		施設(事業者)の担当者 連絡先	氏名
入所、入園内定(契 約)、入園許可 の確認(○で囲む)	内定(契約)、許可あり	年 月 日	内定(契約)、許可 内定(契約)、許可なし
備考			

( ?

<b>こ</b> の2	2)											
		支統	給言	忍 /	定申請 施設型給作					込書		
(宛	先)奈良ī	市長			I□ =#: =\f'.	TF /	<i></i>				年	月 日
					保護者		主所					
						氏	名					(II)
						電話	番号		_	_		
		□設型給付費・地域 フリカ゛ナ	型保育	育給付	寸費に係る支糸	認定		· · · 年月日	1	性別		 定者番号
学校就	音望の小 比学前子 さも	氏 名						年月	日	男·女		に 日 田 7J 認定を受けている方
1	号認定を	· ·希望 幼稚園	、認定	こど	も園(教育部分	) の利	用を希望す	る方(保育所	等と併願す	  -る場合を	<u> </u> 除く)。	
		フリガナ 氏 名	子ども との 続柄		生年月日		連 絡 (携帯電話番		職業又	は学校名。	とその学年	市民税等 課税状況
支												有・非
(同居		200000000000000000000000000000000000000			000000000000000000000000000000000000000		000000000000000000000000000000000000000	980000000000000000000000000000000000000	555055505500085000000000000000000000000	000000000000000000000000000000000000000	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	有・非
が申								***************************************				有・非
低父母等を含請子どもの世												有・非
含む一)												有・非
							000000000000000000000000000000000000000	(\$1000000000000000000000000000000000000		000000000000000000000000000000000000000	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	有・非
							·	#00#00#00#00#00#00#00#00#0			·····	有・非
	生活保護	又は中国残留邦人	(等支持	爰給	付の状況	受け	ていない	<ul><li>受けて</li></ul>	いる (	年	月	日受給開始)
		月1日時点の住所5	也	父	□奈良市	内	□市外(旧	住所地)				
		☑を記入		母	□奈良市	内	□市外(旧	住所地)				
力	<b>施設利用</b>	を希望する期間				年	月	目から		年	月	日まで
		1									事業所番号	(*課記入欄)
利用	月希望	2	***************************************								事業所番号	(*課記入欄)
	設名	3									事業所番号	(*課記入欄)
											事業所番号	·(*課記入欄)

入所、入園内定(契 約)、入園許可 の確認(○で囲む)

備考

内定(契約)、許可あり

			同 意 書		
	対型給付費等の支給認定 に調査します。	官や利用者	負担額の決定に必要な、世	帯情報及び世帯員の	の市民税額等の情報について、と
		・戸籍、住	民票担当•障害福祉担当•석	上活保護担当・税務	担当・児童手当担当
2 上記の情報	服に基づき決定した利用	者負担額	について、幼稚園等の特定都	教育・保育施設等に	対して提示することがあります。
3 本申請に~	ついては、 認 応せします。	定申請が集	集中するなど、支給認定の審	査に時間を要する場	合は、認定の審査結果は
上記の行	各事項について同意しま	す。			
			保護者氏名		<b>(II)</b>
	(保電	護者の方	は以下記入しないでくだぇ	غ۷۷ <sub>0</sub> )	
*所管課記載欄	( ) , , ,	C   - 74	, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	0 /	
受付年月日	年 月	目	システム入力確認 口	手帳確認	認定者番号
支給認定の確認	1号 2号標準 2号短	3号標準	3号短 年 月	日認定	認定否理由
利用施設の調整	施設名				はし 定員満了 受入体制不能 氐位 その他
利用の期間	年 月	日から	入学 満3歳 2か月 産後2月 年 月 日	育休終了 地域型	卒園 今年度末 まで
備考					
*施設等記載欄(保護	<b>養者が施設又は事業者を</b>	を経由して「	市町村に提出した場合。)		
受付年月日	年 月	日	提出した保護者氏名 (続柄)		続柄(
施設(事業者)名			施設(事業者)の担当者 連絡先	氏 名 連絡先	(1)

年 月 日内定(契約)、許可

内定(契約)、許可なし

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

子どものための教育・保育給付支給認定証

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定申請について、次のとおり支給認定したことを証明します。

記

支糸	给認定証番	号						
	氏	名						
保護	生 年 月	日						
者	住	所						
子 ど	氏	名						
4	生 年 月	日						
支	給 認 定 区	分						
保育	「の必要性の事	自由						
保	育 必 要	量						
有	効 期	間	年	月	日から	年	月	日まで

- 1 保護者の職業、家庭の状況、住所等について変更のあったときは、速やかに 必要な手続を済ませてください。
- 2 施設等を退所されるときは、必要に応じて支給認定の変更など手続を済ませてください。
- 3 支給認定の有効期間中であっても保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、支給認定を取り消します。この場合、この支給認定証は奈良市に返還する必要があります。
- 4 支給認定の有効期間中であっても保育の必要性の事由に変更があった場合には、支給認定変更の申請が必要です。この場合、この支給認定証は奈良市に返還する必要があります。

第3号様式(第4条関係)

子どものための教育・保育給付支給認定却下通知書

様

奈良市長

印

年 月 日付けで申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定申請について、次のとおり却下しましたので通知します。

韶

	氏		名	
保護		年 月		
者	住		所	
子 13	氏		名	
E		年 月		
	下		由	

(注)余自にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

子どものための教育・保育給付支給認定遅延通知書

様

奈良市長

EΠ

年 月 日付けで申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認 定申請について、現在審査中ですので 年 月 日までお待ちください。

記

	氏	***************************************	名	
保	生	年月	月日	
保護者	住		所	
子 ど	氏		名	
E E	生	年月	月日	
遅	延	理	曲	

第5号様式(第4条関係)

年 月 日 子どものための教育・保育給付 支給認定変更通知書

様

奈良市長

囙

次のとおり、子ども・子育て支援法第23条第4項の規定により、施設型給付費・地域型 保育給付費に係る支給認定の変更を通知します。

記

変!	更 認	定の	) 理	! 由	
上記4	つ理由に	こより	、支紅	给認定記	証を次のとおり提出してください。
提		出		先	
提	出	其	月	限	
提出	する支	を給割 号	8定言	証番	
	氏			名	
保業	生	年	月	目	
護者	住			所	
子	氏			名	
ども	生	年	月	目	

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第6号様式(第4条関係)

年 月 日子どものための教育・保育給付支給認定取消通知書

様

奈良市長

印

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、支給認定を取り消しましたので通知します。

記

支糸	給認定証番	号							
保	氏	名							
	生 年 月	日			年	月	日		
護者	住	所							
子 ど	氏	名							
<b>t</b>	生 年 月	日		•	年	月	日		
支	給 認 定 区	分							
保育	『の必要性の事	: 由							
保	育 必 要	量							
有	効 期	間	年	月	日から		年	月	日まで

旧支給認定証を支給認定取消通知書が届いた翌月末までに、

に提出してください。

(注)余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第65号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15号)の 一部を次のように改正する。

第4条第9号中「市税」を削り、同条第10号中「市税徴収猶予通知書」を「徴収猶予の許可通知書」に改め、同条第11号中「市税」を削り、同条第18号中「地方税法第16条の4の規定による交付要求書(法第16条の4第9項)」を「交付要求書(国税徴収法第82条第1項)」に改め、同条第19号中「地方税法第16条の4の規定による交付要求通知書(法第16条の4第9項)」を「交付要求通知書(国税徴収法第82条第2項及び第3項)」に改め、同条第20号中「から第29号様式の3まで」を「及び第29号様式の2」に改め、同条第24号中「から第37号様式の4まで」を「、第37号様式から第37号様式の4まで」を「、第37号様式から第37号様式の4まで」を「、第37号様式から第37号様式の4まで」を「、第

第5条第4号中「、第42号様式、第43号様式、第43号様式の2及び第44号様式」を削る。

第6条第3号中「及び第71号様式」を削り、同条第5項中「固定資産(土地・家屋)の価格等の決定(修正)通知書」を「固定資産の価格及び固定資産税・都市計画税の更正・決定通知書」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式

第 号年 月 日

様

奈 良 市 長 印

						納	期『	艮変〕	更 告	· 知 書	<u> </u>			
地力	方税法分	第13多	条の 2	第	1項の規							とおり納期限を変	更します	r.
	税引徴収				住所又	は所有	E地							
					氏名:	又は名	称							
	科目	賦年	相年	通	知書番号	期 (月)	未納額(円)	督促 (円)		金 (円) による金	額)	合計金額(円) (法律による金額)	変更前納期限	法定納 期限等
納付す	付													
~														
き金額														
TEX														
			合	計	(法律によ	こる金額	頁)	•						円
			変更	後の	り納期限				年	月	日	時 分	r	
			糸	村付	場所									
< (j	<b>精考&gt;</b>													

(注) 余白に、この告知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第14号様式及び第15号様式を次のように改める。

第		号
年	月	日

印

## 徴収猶予申請書

奈良市長

住(居) 所又は所在地

氏名又は名称

地方税法第15条の規定により、下記のとおり徴収猶予の申請をします。

納付義務者		住所	又は	所在地										
務者		氏名	名又に	は名称										
	科目賦相年			通知書番号	期 (月)	未納額(円)	督促(円)	延滞金 (法律に。	(円) よる金額)		金額(円) :による金	⋧額)	納期限	法定納 期限等
滞納														
滞納金額														
HX														
			合	計(法律によ	る金額	頁)								円
	猶予期間					年	月	日	から	年	月	日	まで	
			申請	事由										
	納付計画													
	担 保													

<備考>

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額はこの調書作成目までのものです。

第15号様式

第		号
年	月	日

様

印 奈 良 市 長

# 徴収猶予の許可通知書

徴収猶予の申請のあつたあなたの徴収金については、下記のとおり徴収猶予を許可しましたので、地 方税法第15条第4項の規定により通知します。納付計画を確実に履行してください。

納付業		住所	又は	所在地										
納付義務者		氏名	3又に	は名称										
	科目	賦年	相年	通知書番号	期 (月)	未納額(円)	督促 (円)		延滞金(円) (法律による金額)		合計金額(円) (法律による金額)			法定納 期限等
波			_											
滞納金額														
額														
		合		計(法律に	よる金	を額)								円
		滯	納処	分費(法律に	よる金	を額)								円
			猶予其	期間		年	月	日	から	年	月	日	まで	
			納付詞	計画										
			該当	条項										
		;	担	保										
	申請日						月	目						
∠ ∕ii	告 <b>老</b> >													

<備考>

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額はこの調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式

第 号

年 月 日

様

奈 良 市 長 印

#### 徵収猶予取消通知書

下記決定日付で徴収猶予しましたあなたの滞納金額については、次のとおり本日付で徴収猶予を取消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規定により通知します。

納付業		住所	又は	所在地							
納付義務者		氏》	名又に	は名称						納期限	
	科目	賦年	相年	通知書番号	期 (月)	未納額(円)	督促 (円)	延滞金(円) (法律による金額)	合計金額(円) (法律による金額)	納期限	法定納 期限等
滞納金額											
金ヶ											
100											
		合		計(法律に	こよる会	金額)					円
	•		往	数収猶予決定	日			年 月	日		
取消理											

\_\_\_\_ <備考>

ただし、「延滞金」及び「滞納処分費」に掲げた金額はこの調書作成日までのものです。

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第26号様式から第28号様式までを次のように改める。

第26号様式

様

			1. /1	I>			(=	執行機関
			交 付	要求書				
						第		号
						年	月	日
		様						
				奈	良市長		:[1	
ゔ	下記の滞納金額 で付要求をします		ため、下記の財産	について、国	I税徴収法第	82条第1項	の規定	により
帯納	住(居)所又	(は所在地						
納 者	氏名又に	<b>t</b> 名称						
帯納								
金額	合	計(法律に	よる金額)					円
	滞納処	分費(法律に	よる金額)					円
交付要求に係る財産又は事件名								
は 事件	事件番号							
名	執行機関名			差	き押 日	年	月	日
備老	<u>.</u>			,				

MY 07 11 14 14	
第27号様式	

- 1	۸.	4.
- 1	9	=
- 47	я	₹
	•	•

_										(滞納者
			交	:付要	求通	知 書				
								第		号
								年	月	日
		様								
						奈 良	市長		印	
ダ	下記の滞納金額 を付要求をしま <sup>~</sup>		ため、下	記の財産	をについ	て、国税徴	収法第82	2条第 2 3	項の規定	<b>E</b> により
	住(居)所ご	又は所在地								
	氏名又に	は名称								
	合滞納処	計(法律に								<u>円</u>
	事件番号									
- 1	執行機関名					差 押	日	年	月	月
		1		日			l			

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

		様						
		148						
								(権利者
			交付要	東求 通	知書			
						第		号
						年	月	日
		様						
					奈 良 市 县		印	
			ため、下記の財		711 X N U S C	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
	当忧饿似伝弗825	末角 3 頃の規	定により通知し	より。				
Sitte	住(居)所3	又は所在地						
滞納								
者	氏名又は	は名称						
者	氏名又は	は名称						
者	氏名又は	は名称						
者 滞納	氏名又的	1名称						
者 滞	氏名又向		こよる金額)					
者 滞納金	合							
者滞納金額	合	計(法律に						
者滞納金額	合	計(法律に						
者滞納金額	合	計(法律に						
者滞納金額	合	計(法律に						
者 滞納金額 交付要求に係る財	合	計(法律に						
者 滞納金額 交付要求に係る財	合	計(法律に						
者滞納金額	合 滞納処	計(法律に			差 押 日	4	平 月	<b>1</b> 日
者 滞納金額 交付要求に係る財産又は事件名	合 滞納処 事件番号	計(法律に			差押日	4	丰 月	1

別記第29号様式中「(歳出還付用)」を削る。 別記第29号様式の2を次のように改める。

#### 第29号様式の2

住 所	過誤納金還付・充当通知書
(所在地)	年 月 日
氏 名 (名 称)	あなたが過去に納付した市税について、税額の減額または 誤納により納めすぎになりました。納めすぎになつた金額に ついては、下記の口座にお返ししますのでご確認ください。 なお、④の充当額表に金額の記載のある方は、未納となつ ている税目に充当しておりますのでよろしくお願いします。
	奈良市長
	氏 名 印

お返しする金額 (③-④+⑤)	円	科目	Į.		賦課年度		対象年度	通知書番号	
還付理由					還付発生	. 日			
金融機関名									
預金種別		口座番	号						
口座名義人					振込予定	日			

(単位:円)

		①納 <sup>1</sup>	付した金額			②正しい金額			③過誤納額 (①-②)		
期月	収納日	領収日	調定額	督促料	延滞金	調定額	督促料	延滞金	調定額	督促料	延滞金
	合計										

(単位:円)

	④充当額(過誤納額を未納額に充当した金額)												
賦課	対象	科目	通知書番号 法人·指定番号	期月	申告 区分	業務固有情報/事業年度 調定額 督促			督促料	延滞金	充当日		
	合 計												

(単位:円)

⑤還付加算金

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第29号様式の3を削る。

別記第31号様式中

		口座振站	込 依 頼	書			
金融機	関	銀行・農協	支店名			本店	・支店
1145 124 1	, ,	信金・信組・労金				出張	折
種	引	普通・当座	口座番号				
フリガラ	ナ						
口座名義	人				 		

に改める。

を

別記第33号様式を次のように改める。

## 第33号様式

		納 税 証	明書	第  号
住所(所	在地)			
氏名(名	称)			
				<u>,                                      </u>
賦課年度	年調定額	納付済額	未納額	納期未到来未納額
科目	(円)	(円)	(円)	(円)
備考		•		
本書のとおり	) 相違ない	ことを証明し	ます。	
		年 月	目	
			奈良	市長
			氏	名 回

別記第35号様式を次のように改める。

惄

#### 第35号様式

(市・県民税(普通徴収分)、固定資産税、都市計画税、法人市民税及び軽自動車税用)

			1	1/	V .	
してく		なお	. E o	)督促状を受け	 <ul><li>長市指定金融機関 が前に納付済の場合</li></ul>	
義	務者	f 氏	名			
		年	度			
整	理	番	号			
通	知書	香	号			
期			別			
納	其	A	限			円
未	納	税	額			В
延	消	tr Fr	金			m

伲

米

年 月 日 京良市長 印

(注) 余白に、延滞金、滞納処分及びこの督促状について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第36号様式を次のように改める。

未納額合計

第36号様式 削除

別記第37号様式を次のように改める。

第37号様式

(市・県民税(特別徴収分)用)

	督		<u> </u>	状	-
下記の市税がオ てください。た いですのでご了扉	なお、この督作			41-17	
	年 度				
通知	書 番 号				
月	別		年	月分	
納	期限		年	三月	日
未 納	税額				円
延	滞金			,	Д
未納	額 合 計				円
未納額明細	書	•	月 日良市長	_	1
月	税額	延滞金	月	税額	延滞金
	$\longrightarrow$				ļ
			合 計		

(注)余白に、納入方法、延滞金、この督促状について不服がある場合における救済方法等 を記載する。 別記第37号様式の4及び第37号様式の5を次のように改める。

#### 第37号様式の4

(事業所税用)

住所

氏名

督 促 状

下記の市税について、 年 月 日現在、未納となつておりますので、至急納付してくださるよう通知いたします。

※本状到着前に納付された場合には、行き違いですのでご了承ください。

発行日 年 月 日

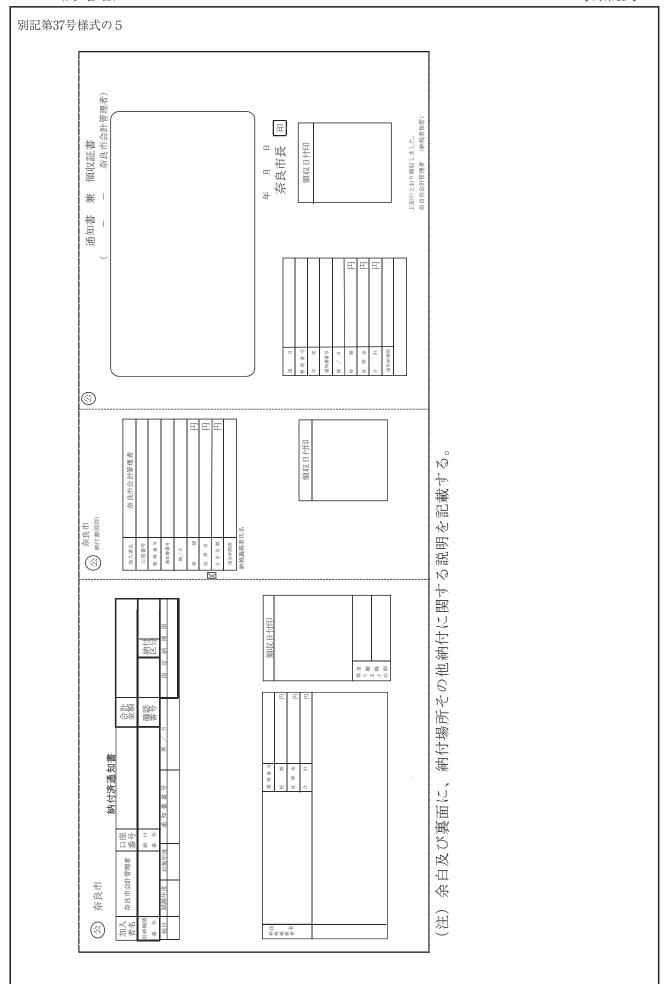
奈良市長

ΕD

税目		事	業	所			
法 人 番 号							
事業年度	年	月 日	$\sim$	年	. 月	目	
申告区分		法	: 定;	納期	平成	年	月

事業所税未	円
加算金未納額	円
延滞金	円
未納額合計	円

(注) 余白に、延滞金の算出方法、この督促状について不服がある場合における救済方法等 を記載する。



別記第40号様式から第43号様式までを次のように改める。

第40号様式

宛先) 奈良	市長			椞	成年月	日 提	出									
主所・氏名等							号(所在地)	7						(受	付 	印)
年1月					<b>—</b> [			7 ,			7		1	.~		``
1日の住所 フリガナ						生:	年月日		( n etri l	99			(			
氏名					(I)	月・大	• 昭 •	平	処理村	ij			1	٠		
電話	(	)	-			年	月									
3)所得からき	Eし引かれる金額 損害の原	ш	損害年	E H II	担体大平	こいチャニングマ:	産の種類								_	_
(10)	頂合りが	Д	担合-	F月 日	担合でラ	(1) /二貝)	生りが里沢貝		事営業等業	ア		_	Н	$\dashv$	$\downarrow$	-
雑損控除	損害金額	Į (	保険金等で補	i填される金額	差引損失額	かうち災害関	重支出の金額		来 農業	1		_	Н	$\dashv$	1	_
	(A) ±+1 o.5	元成曲 (	D) 但除A然为	域体されて公妬	(の) 茶	コム畑	A D)		不動産	ウ		_	Н	$\perp$	1	_
(F)	(A) 支払つた	左/狀質 (	DJ体灰金寺で	補填される金額	(C) 左	引金額(	А-в)		利子	エ		_	Ш	$\perp$	4	_
⑪ 医療費控除	(E)所得金額の合言	斗額×0.05 (	F)10万円と(E)の	<b>いずれか少ない金額</b>	(G) 医排	療費控除	(C-F)	1	配当	オ			Ш		╧	
	<b>対 人 /ロかか ー ~</b>	# + D	≱. In n∧dat	5[ A In no stat	ff #r	+++, ,		収入		カ	$\perp$		Ш	$\perp$	$\downarrow$	
6	社会保険料の種類 国民健康保険	リ 文払つ	た保険料円	社会保険料の後期高齢者医療		支払った	床	金額	公的平	キ			Ш	$\perp$	$\downarrow$	000
⑫ 社会保険料	介護保険		円	国民年金保			円	THE	その他	ク			Ш		$\perp$	0000000
控除	源泉徴収票		円	その他(	)		円		総 短期	ケ			Ш	$\perp$	$\perp$	
③小担	業共済等掛金控除		払つた第一	種共済掛金			円		譲 長期	コ					$\perp$	000000000000000000000000000000000000000
19/17/8/1英正	新生命保険	心 夕 陣		等掛金等の合計 保険料の計		療保険	料の計		一時	サ						000000000000000000000000000000000000000
		円		PI			円		事営業等	1			П			
生命保険料 控除	旧生命保険料	斗の計 円	旧個人年金	保険料の計 円					業農業	2			П		T	
0.11.77.71.71	地震	保険料の計		旧長	期損害保	険料の計			不動産	3			П		T	
⑤地震保険 料控除		71173717 - 81	円		///X [ ] TI	2011 - 1	円	2	利子	4			П		T	
非婦(寡夫)・勤 労学生控除	寡婦(寡夫)控除	死別·生死 離婚·未		勤労学生控除	(学校名)			所		(5)			П		T	
	氏名	130070 21-		・程度	. 級 度			4 金	給与	6			П	T	T	
障害者控除	氏名		種別	•程度	. 級度			額	雑	7			П		T	
	配化	禺者の氏名	·	明・大	生年月				総合譲渡・一時	8			П	Т	T	
配偶者(特別)控除		(給与	円)	昭•平		年 月	日円		合計	9		T	П	$\top$	Ť	
	配偶者の収入金額	(年金	円) 三月日	配偶者の合計所同居または別		売柄	控除額		雑損控除	10			П	$\top$	$\dagger$	1
扶		明·大 昭·平	年月日			DETES	万円		医療費控除	(1)	$\Box$	T	П	$\top$	$^{\dagger}$	$\dagger$
養親		明·大 昭·平	年 月 日	同居・別周	3		万円		社会保険料	12			Ħ	$\top$	$\dagger$	
族		明·大 昭·平	年 月 日	同居・別居	-		万円	3	小田世里次	13			Ħ	$\top$	†	
1 6		平成	年 月 日	同居・別周	3			所	生命保険料	(14)	$\top$	$\top$	Н	$\top$	†	
親未族満		平成	年 月 日	同居・別周				得か	地震保険料	15	+		H	$\top$	$\dagger$	-
扶		平成	年月日	同居・別居	-		/	ら 差	寡婦(寡夫)	16		+	H	(	) [	0
養 引居の控除:	対象配偶 (名前)	1	(住所)			\/		し、引	勤労学生・障	(17)~			$\forall$	+	+	0
者•扶養親族 住所	の氏名・ (名前)		(住所)					かれ	台田位所	19	+		$\forall$	$\vdash$	+	0
14.//								る金	配偶者特別	20	+	+	$\forall$	-	+	0
			処理欄					額		21)	+		$\forall$	$\vdash$	+	0
									基礎控除	22	+	+	3	+	+	) 0
									左 位 合計	23	+	-	3	0 (	7	10
								1.1	口町	(e)			1	.	- 1	1

得(公的年金等以外)に関する事項	月別 日給 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 4 5 合計 引金額 個一必要経費 p	物務   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	月収等	斯務先 円 所得金額 (差引金額一特別控除額) ケ 円
得(公的年金等以外)に関する事項  所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 11 12 合計	45:		所得金額
得(公的年金等以外)に関する事項  所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	3 4 5 6 7 8 9 10 11 11 12 (5年等) 合計	( 特別		
得(公的年金等以外)に関する事項  所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 円 円 所得の生する場所 支払確定年月 収入金額 必要経費 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	4 5 5 6 6 7 8 8 9 10 11 11 12 cf 4 等 合計	) 特)		
得(公的年金等以外)に関する事項  所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	5 6 7 8 9 10 11 11 12 4 5等 合計	( 特別		
得(公的年金等以外)に関する事項	6 7 8 9 10 11 11 12 合計	) 特)		
所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 円 所得に関する事項	7 8 9 10 11 11 12 ch計	( 特別		
所得の生する事項  所得の生する場所 支払確定年月 収入金額 必要経費 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	8 9 10 11 12 12 合計 合計	) 特別		
所得に関する事項  所得の生する場所 支払確定年月 収入金額 必要経費 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	9 10 11 11 12 合計 合計	( 特別		
所得に関する事項	11 12 2 5 4 5 6 計 6 計 6 分計 6 分計 6 分割 6 分割 6 分割 6 分割 6	) 特別		
所得の生する場所 支払確定年月 収入金額 必要経費   円   円   円   円   円   円   円   円   円	11 12 12 合計	) 特別		
所待の生する場所 又仏伽正年月 収入金額	12 合計	) 特別		
(収入金額   以外株式等に係る   円   外国所得税額   収入金額   必要経費   (収入金額   以入金額   以入入金額   以入入金額   以入入公額   以入公額   以入入公額   以入公額   以入公(公司   以入公(公(公司   以入公(公(公(公司   以入公(公(公(公(	合計	) 特分		
図外国大等に係り 円	合計	( 特)		
収入金額 必要経費 (収入金額 短期 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	引金額	) 特5 円		
収入金額 必安経貿 (収入金額 短期 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		) 特5 円		
短期 長期 一時 金に関する事項 10 金に関する事項 かれる (2015年120 120 120 120 120 120 120 120 120 120	þ	P1	H.	<i>у</i> — Н
長期 一時 金に関する事項  *** ※原理所・同刊				#
金に関する事項 10 金良県利用券会会 から用々のおおり かりまなのおより				<del>サ</del>
都道府県・市町村 奈良県共同募金会 から 門 タ 10以上かり、 から オタ 10以上かり、				
都道府県・市町村 奈良県共同募金会 から 門 タ 10以上かり、 から オタ 10以上かり、		合計ケ+[	(コ+サ)×1/2]	
				控除に関する事項 所得金額を総所得に含め、
	配当割額又は	株式等譲渡所得		とする場合は、下記の
н н н	配当割額			円
t	株式等譲渡所得	导割額控除額	ST.	円
業税に関する事項	12	市外に居住	・ Eされている方の	記入欄
新号 所得金額 円 事業用資産の譲渡機 資産の種類 MARR. RABLER PA	育府県 1 名			面に記入してください。) 又は家屋敷がありますか。
の特例適用 円 流年中の印象・原象 即位・原止 日 日 (右・	条所等 (2 耳	(有・無事務所、事業	能所又は家屋敷の	の状況
WC651/11T		所在地 奈良		
業事従者  14 輸与所得及び必約年金等に係る所得  (平成 年4月1日において65歳未満の力  所得以外)の市民稅県民稅の納稅方法	Land Add Ave		(該当するものを 事業所 ・ 店舗	
続柄 生年月日 専従者控除 円 給与から天引(特別徴化		居住地での日		(自宅、借家、社宅)
明大 年 日 日	. 2	1 ( 2 (	<ul><li>)税務署へ申告</li><li>)市区町村へ申</li></ul>	
目分で納付(普通像収)	) 3	3 会社等で	年末調整済	
<b>得がなかつた方の記入欄</b>		/ h->		( p
り人に扶養されていた。 (住所)	(	(氏名)		(続柄)
中は学生であった。(平成 年1月1日現在で記入してください。) <u>(学校名)</u>	7 HI A 14 17 6A 4411	明4 約 3 1 ~		生) 年在学
りいずれかの給付を受けていた。(該当する記号を○で囲んでください。ウ〜キに該当する 時体に △ / 『節中に △ ・				ツ. 本田仕来エツ
遺族年金 イ 障害年金 ウ 雇用(失業)手当 エ 児童扶養手当 オ	1 生店保護	カ ガ災係	(映 ヤ 陽柄手	当・育児休莱

	 .,	tris and order	
フリガナ	生 年 月 日	整理番号	
氏 名		電話番号	

収入金

5 所得

金

額

## 2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額
		円	円	円
		特例適用条文		

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	Ħ	Ē	Ħ		必	要	経	費	
	事業	譲渡	雑						円
	事業	譲渡	雑						
	事業	譲渡	雑						
			特例適田						

特例適用条文

## 4 上場株式等の配当所得に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	•	円	円
	•		
	•		

6 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額		В	特定支出の金額の合計額	所得金額(A-B) (ただし赤字の場合は0)
	円		円	円

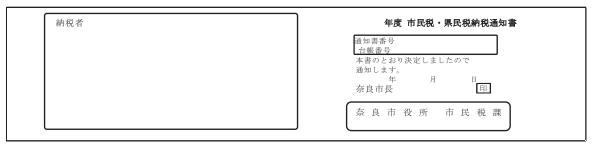
## 7 山林所得・退職所得に関する事項

Ш	林	A 収入金額	B 必要経済	費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
щ	415	円		円	円	円	円
退	職	A 収入金額		普通 障害	B 退職所得控除額	C 差引(A-B)	所得金額(C×1/2)
Œ	相联	円(	年 月間) 🗆	普通 障害	円	円	円

短期	一般	分	円	この
譲渡	軽 減	分		申告
=	一般の譲	渡		書(
長期譲渡	優良住宅地に係る譲			分離
渡	居住用財產	産の渡		課税等
株式等	未公開	分		7用)
の譲渡	上場	分		は
上場	易株式等の酢	己当		市民
先	物 取	引		税・
短期	一般	分	円	県民
譲渡	軽 減	分		税申
長	一般の譲	渡		告書
区期譲渡	優良住宅地に係る譲	也等		ک س
伋	居住用財產 譲	産の渡		緒に提
株式等	未公開	分		近出し
の譲渡	上場	分		てく
上場	場株式等の酢	己当		てください
先	物 取	引		V.

## 第41号様式

## (1枚目)



(注) 裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかった場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合における救済方法等について記載する。

## (2枚目)

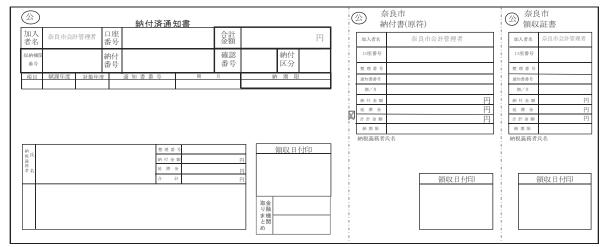
- 3	通知書番号				整理番号	<b>!税計</b>			考					
	営業等·農業		P		雑損 ・ 医療		P	Y		課税標準額	市目	民 税	県民	党
	不 動 産		н		社保・小規模		Р	総	所 得	f H		円		
総	利子・配当		н		生命保険料		P	分	離長期	f H		н		
	給与(収入)	(	円)	所	地震保険料		P	分	雕短期	f H		н		
所	給 与			PJT	本人障害	7. F	善 Z 通 P	株	式・先物	f A		円		
HT	年金(収入)	(	円)	得	扶養障害 #	通	7. P	上場	株式等の配当	f H		н		
	年金・雑		Ħ		寡・勤		7. F		山林	千円		円		
得	総譲・一時		н	控	扶 養 歳	弁 老 定 規	老年人少	r	調	整 控 除 額		円		
	繰越損失		Э	除	扶養控除計		7. F	税	蹈	当 控 除 額		円		
	計		<u> </u>	1517	配偶者		7. F	額控	住	宅借入金特別控除額		円		
	長期 (特控前)		н		配偶者特別		7. F	除	寄り	计 金 税 額 控 除 額		円		
	短期 (特控前)		Н		基礎控除		33 -	等	税	額 控 除 額		円		
分離	特別控除額		Н		計		Р		配当割	株式譲渡所得割額控除額		円		
所	株式・先物		Э					╙	所	得 割		円		
得	上場株式等の配当		FI					┖	均	等割		円		
	山林		PI		割より控除することが かつた配当割額又は株3			┕				Ħ		
	繰越損失		н		譲渡所得割額の控除額			<u>L</u>	合	45		円		
	年 税 智	預 (A)	新 特別領		からの !税額 (B)		り年金か 徴収税額		(C)	差引普通徵収(A) - (B) -		還	付 智	頁
		円			Н				円		円			

(注) 裏面に、税額の計算方法等について記載する。

## (3枚目)

期別	第 1 期		第 2	期	第 3	期	9	第 4	期	随	期	1	B	<b>道</b> 期	
税額		Н		н			н		F	9		F	н		_
納付済額 (充当額)		Э		H			P		F	9		F	P		
差引納付額		H		円			円		F	9		F	H		
納期限															
年   月     年   月		Щ	公的	年金の種類	類										
	引徴収税額(本徴収		翌年月	定分の仮特別	引徴収税額	(翌年度分	分仮徴収)	<u> </u>						,	
徴収月	特別徵収税額(本得	(収)		徴収月	特別徴収	双税額	(仮徴収)	1							
年 月		円		年 月			Р	9							
左 日		円		年 月			Р	9							
年月		щ		年 月			p	q							

## (4枚目)



- (注) 1 4枚目以降は全期分、期別分及び随期分の領収証書、納付済通知書とし、同一の様式を使用する。
  - 2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

第42号様式 削除

第43号様式 削除

別記第43号様式の2を削る。

別記第44号様式を次のように改める。

第44号様式 削除

別記第54号様式を次のように改める。

## 第54号様式

AL 4M 3/4 7/4 14 (A) -7 -0 - 1	年度 市民	税・県民税(徴収税額の決定(変更)通知書
納税義務者住所氏名		あなたの市民税・県民税額について、下記のとおり 決定(変更)いたします。
		年 月 日 奈良市長 氏 名 印
		変更理由
収 給与収入金額	変更前の額変更後の額	控除金額 変更前の額 変更後の額 雑損・医療費
<ul><li>入 公的年金等収入金額</li><li>営業等・農業</li><li>総 不動産</li></ul>		社保・小規模       生命保険料控除       地震損害/保険料控除       特
所 利子・配当 給与 金 年金 ぞの他		技・期・
総合譲渡・一時 繰越損失額(総所得)		接養控除
計 長期譲渡所得 短期譲渡所得		Land   A
分離特別控除額 株式・先物 上場株式等の配当		R
繰越損失額(分離)		変更後
課税標準額及び算出税額 総所得 課 分離長期譲渡	変更前の額	変更後の額 差額
税 ⑦離短期譲渡 株式・先物 上場株式等の配当		
算出所得割 調敷妳险麵	市民税    県民税	市民税 県民税 市民税 県民税
超当控除額 住宅借入金等特別税額控除額 寄附金税額控除額 税額控除額等		
而当割額又は株式譲渡割額控除額 所得割額 均等割額		
減免額 年税額 年の 給与からの特別徴収税額		
税内 級		
曹     期別     第 1 期       謝期限     數期限       遊租     変更前       數額     亦更後	第 2 期 第 3	期 第 4 期 随 期 1 随 期 2
差額 本年度	だ分の仮特別懲収税額(仮懲収) 年 月 年	本年度分の特別徴収税額(本徴収)           月 年 月 年 月
公 特 変更前 変更後 差額 か 税 の 額		
数 年 月 変更前	年 月 年	月年月年月年月
会 別 タ 里 版 タ 里 版 タ 里 後 タ 里 後 タ 里 後 タ 里 後 タ 里 後 タ 里 後 タ 里 後 タ 里 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	年 月 年	月 年 月 年 月
の額     変更前       変更後     差額		

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

別記第65号様式を次のように改める。

### 第65号様式

所 在 地法 人 名

年 月 日

奈良市長

氏 名 卽

法人市民税更正通知書

以下のとおり変更しましたので通知いたします。

 理 由

 法人番号
 事業年度

 法 人 名

 所 在 地

適用	更 正 分	前回の申告
課税標準となる法人税額	円	円
分割基準数		
課税標準額	円	円
税率		
法人税割額	円	円
外国の法人税等の額の控除額等	円	円
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	円	円
差引法人税割額	円	円
既に納付の確定した当期分の法人税割額	円	円
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	円	円
納付すべき法人税割額	円	円
均等割月数		
均等割額	円	円
既に納付の確定した当期分の均等割額	円	円
納付すべき均等割額	円	円
差引税額	円	円
市民税額のうち見込納付額	円	円
納付すべき当期分の市民税額	円	円
	還付税額	円
指定納期限	納付すべき税額	円

(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法等を記載する。

別記第69号様式を次のように改める。

#### 第69号様式

## (1枚目)

	年 度	司 定 資	産 税	• 都	市	計	画税	į	納	税	通	印書	書			奈	良市
納税義務者(方)	送り先又は納税管理	人)住所	氏名			課		税	標		準	額		(円)			
							固	定	資	産	税		都	市	Ħ	画	税
				±		地											
				家		屋	<u> </u>									1	
				償	却多	産	<u> </u>							_	_		
				合		計									_		لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
							税				額		(円	1)			
							固	定	資	産	税		都	市	計	画	税
				I	出利					1	1		1				1
					減利		<u> </u>					1					
				_	免利		<u> </u>					1					
				差	引 利		1					2					
Uh E7 — 13	YE do alt III D				年	税	額		) +	2							
地区コード	通知書番号			期		別	紗		期		限		期別	」の納	付税	額(F	9)
宛名番号				第		期	-	年		月	日	+					
				第		期	1	年		月	日	-					
この納税通知書に記載された	納付額を、それぞれの納期	限までに指定	ミする	第		期	-	年		月 -	日	+	-				
納付場所に納めてください。				第	4	期		年		月	日						لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ
							_										
		_	_	_	融機		_	_			_						
	奈良市長	E	D .		金科		_		口座	番号							
					座名	義 人											

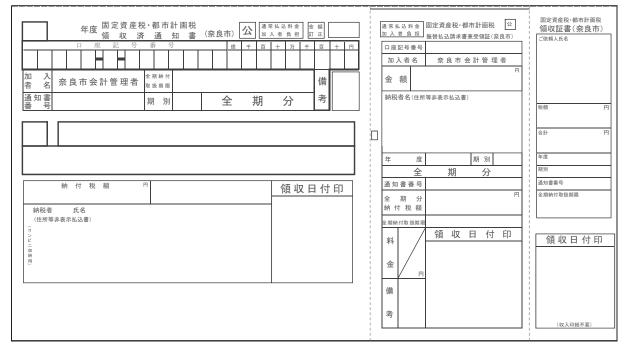
(注) 裏面に、課税の根拠、納期限までに納付しなかった場合における延滞金の徴収についての措置、この通知書について不服がある場合における救済方法等について記載する。

## (2枚目)



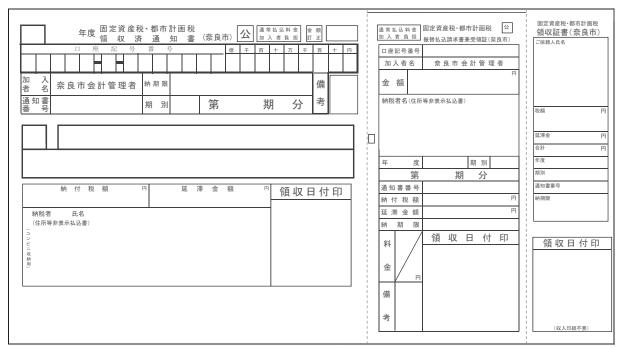
(注) 裏面に、課税明細書の見方について説明を記載する。

## (3枚目)



(注) 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

## (4枚目)



- (注) 1 4枚目以降は期別分の領収証書、領収済通知書とし、同一の様式を使用する。
  - 2 余白及び裏面に、納付場所その他納付に関する説明を記載する。

別記第71号様式を次のように改める。

第71号様式 削除

別記第74号様式を次のように改める。

### 第74号様式

納税義務者住所氏名	年度
	固定資産の価格及び
	固定資産税・都市計画税の
	更正・決定通知書 (年度分)
	年 月 日
	奈良市長 旬
	7

通知書番号 支払方法

※地方税法第 417 条の規定により下記のとおり 固定資産の価格及び固定資産税額・都市計画税額を

更正・決定したので通知します。

		7. C U 1C 17 C							
税目 課税標準額						算出税額	軽減税額	差引税額	減免税額
170	. 🗆	土地	家屋	償却	合計				
亙	前								
固定資産税	後								
税	差								
都	前								
都市計画税	後								
税	差								

稻	税目年税額		年税額合計		期別税額							
170	. 🗆	十亿值	十代領令計		第1期	第2期	第3期	第4期	随時			
題	前		前									
固定資産税	後		後									
税	差		差									
都	前		収納済額									
都市計画税	後		A.L. #10 712									
税	差		納期限									

							_					
	過年度随時											
過年度												
前								·				
後												
差												
収納済額												
納期限				•				·				

番号	資	物件の所在		地目/	地積/	評価額	固定資産税	都市計画税
号	産	物件番号		用途	床面積		課税標準額	課税標準額
			前					
			後					

(注) 余自に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

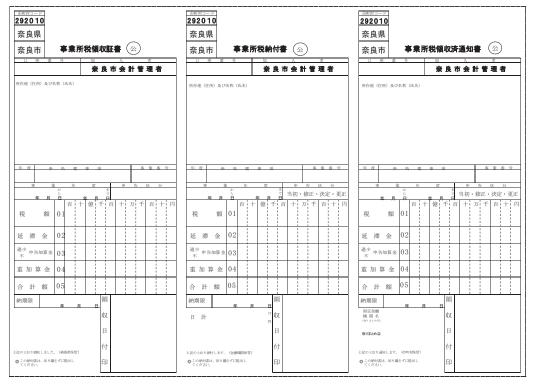
別記第75号様式を次のように改める。 第75号様式 軽自動車稅納稅証明書 (継続検査用) (継続検査用) の説明及びこの通知書について不服がある場合における救済方 됴 上記については、軽自動車税の滞納が ないことを証明します。 通知書番号 年度 肝 岙 # 出 年度 奈良市軽自動車税納税通知書兼領収証書 뮨 ◎納付場所は、裏面をご覧ください 納税義務者氏名 (4) 領収日付印 納付場所、納税証明書 条良市 (公) 納付書(原符) 取りまとめ金融機関 課税の根拠、 納付済通知書 (注) 余白及び裏面に、 法等を記載する。 網級鐵筋者 氏 名

別記第88号様式を次のように改める。

## 第88号様式

		原動機付自転車小型特殊自動車	標識交付証	明書	
種 別					
標識番号					
使用者	住所				
使用相	氏名				
所有者	住所				
別 有 有	氏名				
車 名					
型 式					
車体番号					
原動機型式					
排気量又は 定格出力			年 式		
登録日			認定番号		
			年 月	日 奈良市長	印

別記第127号様式を次のように改める。 第127号様式



(注) 裏面に、納付場所、延滞金の算出方法等について記載する。

別記第130号様式の2を次のように改める。 第130号様式の2



(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

卽

別記第130号様式の2の次に次の3様式を加える。

### 第130号様式の3

年	月	日

## 事業所税決定通知書及び加算金決定通知書

奈良市長

事業都	番号			事業生	年度		
事業和	者名						
所在均	也						
指定約	纳期限						
				資産割	<b></b> 割額	従業者割額	合計
ì	決定による	課税	標準		m²	円	
税	決定税額				円	円	円
	既に確定	した利	脱額		円	円	円
額	納付すべ	き事業	業所税額				円

		基礎となる税額	課率	加算金額
過少申告加算金	通常分			
<b>週</b> 少甲百加昇金	過重分			
不由生加管人	通常分			
不申告加算金 過重分				
重加算金				

上記のとおり、地方税法第701条の58の規定により事業所税を決定し、地方税法第701条の61 又は第701条の62の規定により加算金を決定したので、納期限までに納めてください。

(注) 余白に、延滞金の算出方法、この通知に不服がある場合における救済方法等を記載する。

第1	20	早	壮	7	0	1
毎1	OU.	1	1চন	II.	V)	4

	年	月	目	
奈良市長			卸	

## 事業所税更正通知書及び加算金決定通知書

事業都	番号		事業	年度		
事業	者名					
所在地	也					
指定約	納期限					
			資産割額		従業者割額	合計
	更正による	課税標準	m²		円	
税	更正税額		円		円	円
	既に確定した税額		円		円	円
額	納付すべ	き事業所税額				円

		基礎となる税額	課率	加算金額
過少申告加算金	通常分			
	過重分			
<b></b>	通常分			
不申告加算金	過重分			
重加算金				

### 事業所税更正の理由について

今回の更正の理由は、次のとおりです。

上記のとおり、地方税法第701条の58の規定により事業所税を更正し、地方税法第701条の61 又は第701条の62の規定により加算金を決定したので、納期限までに納めてください。

(注) 余白に、延滞金の算出方法、この通知に不服がある場合における救済方法等を記載する。

第130号様式の 5
------------

年 月 日

奈良市長 印

奈良市長

卽

## 事業所税更正通知書及び加算金決定通知書

事業所税更正(減額)の理由について 今回の更正(減額)の理由は、次のとおりです。

事業番号	事	業年度	
事業者名			
所在地			

		資産割額	従業者割額	合計	
]	更正による課税標準	m²	円		
税	更正税額	円	円	円	
	既に確定した税額	円	円	円	
額	納付すべき事業所税額			円	

上記のとおり、地方税法第701条の58の規定によりあなたの事業所税を更正したので通知します。

(注) 余白に、還付に関する説明、この通知に不服がある場合における救済方法等を記載する。

別記第134号様式を次のように改める。

納税義務者氏名

## 第134号様式

年度 市税口座振替済通知書 年 月 日

移	É	目	通知書番号	年度	期別	振替済額	振替年月日	口座情報	備考

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈 良市税条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙 は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。 (平成26年12月26日掲示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第66号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の 一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成 18年奈良市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「環境事業室に勤務する」の次に「技術職員、」を加える。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

## 奈良市規則第67号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項第1号中「249,100円」を「249,800円」に改め、同条第2項の表中

Γ	Γ
円	円
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
249,100	249,800
	•

249,100		249,800	
249,100		249,800	
249,100		249,800	
246,500		247,200	
243,900	を	244,600	に改める。
241,300		242,000	
238,700		239,400	
236,100		236,800	
224,100		224,800	
212,300		212,900	
200,300		200,900	
188,600		189,100	
176,800		177,300	
162,500		162,900	
148,200		148,600	
134,000		134,300	
119,700		120,000	
104,800		105,000	
90,000		90,200	
74,900		75,000	
55,800		55,900	
37,500		37,500	Ц

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正 後の給料等の支給に関する規則の規定は、平成26年4月1 日から適用する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第68号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正す る規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規 則第27号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を次のように改める。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第6条 勤務1時間当たりの報酬額は、報酬の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(割増報酬)

第7条 第14条の規定により割り振られた勤務時間(以下「基本の勤務時間」という。)を超えて勤務することを 命ぜられた非常勤嘱託職員には、基本の勤務時間を超え て勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、前条に 規定する勤務1時間当たりの報酬額に基本の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を割増報酬として支給する。

- (1) 基本の勤務時間が割り振られた日(第5項の規定により基本の勤務時間中に勤務した職員に割増報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務 100分の125(12月29日から翌年の1月3日までの日における勤務については、100分の150)
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 (12月29日から翌年の1月3日までの日における勤務については、100分の150)
- 2 前項の規定にかかわらず、第14条第3項の規定により、 あらかじめ同条第1項又は第2項の規定により割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ 勤務した職員には、再任用短時間勤務職員の例により割 増報酬を支給する。
- 3 非常勤嘱託職員が基本の勤務時間が割り振られた日において、基本の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における基本の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「基本の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする
- 4 基本の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、基本の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について 60時間を超えた非常勤嘱託職員には、再任用短時間勤務 職員の例により割増報酬を支給する。
- 5 第13条第1項に掲げる休日(第14条の2の規定により 代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間 の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代 休日)において、基本の勤務時間中に勤務することを命 ぜられた非常勤嘱託職員には、基本の勤務時間中に勤務 した全時間に対して、再任用短時間勤務職員の例により 増額報酬を支給する。
- 6 前条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前各項の規定により勤務1時間につき支給する割増報酬の額を 算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生 じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を 生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

第13条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第14条の見出しを「(勤務時間、週休日等)」に改め、同 条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めることができる。
- 3 所属長は、非常勤嘱託職員に週休日とされた日におい

て特に勤務することを命ずる必要がある場合には、勤務 時間が割り振られた日を週休日に変更して割り振ること ができる。

第14条の次に次の2条を加える。

(休日の代休日)

第14条の2 任命権者は、非常勤嘱託職員に第13条第1項 に掲げる休日において基本の勤務時間が割り振られ、割 り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを 命じた場合には、常勤職員の例により、当該休日前に、 当該休日に代わる日を指定することができる。

(時間外勤務代休時間)

第14条の3 基本の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、基本の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた非常勤嘱託職員には、常勤職員の例により、時間外勤務代休時間を指定することができる。

附則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

# 告 示

#### 奈良市告示第862号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年12月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
  - 平成26年12月16日
- 3 移動対象区域

JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項
- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

 ア 移動費
 自転車
 2,000円

 原動機付自転車
 4,000円

イ 保管費 1,000円 (ただし、移動日から14日以内 は無料)

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成26年12月16日掲示済)

#### 奈良市告示第863号

平成26年度国民健康保険料督促状第1期分、第2期分の

1 この督促状の発送年月日及び納期限

期別 発送年月日

平成26年度督促状 第1期 平成26年7月18日 平成26年度督促状 第2期 平成26年8月20日

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成26年12月17日掲示済)

## 奈良市告示第864号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規 定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のと おり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備 部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
  - 平成26年11月11日 奈良市指令都整開 第14A-27号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号 開発行為 平成26年12月17日 第1450号
- 3 開発区域に含まれる地域 奈良市佐紀町2443番1、2443番4、2443番5及び2443 番6
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大阪府吹田市江坂町一丁目13番33号 株式会社ローソン 近畿ローソン支社

支社長 水野 隆喜

(平成26年12月17日掲示済)

### 奈良市告示第865号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年12月17日

督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和34年奈良市条例第13号)第22条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉 部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申 し出があればいつでも交付します。

平成26年12月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

納期限

平成26年8月1日 平成26年9月3日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止 区域

以下省略

(平成26年12月17日掲示済)

## 奈良市告示第866号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市佐保台西町115番地 奈良市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

(平成26年12月19日掲示済)

### 奈良市告示第867号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定

により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年12月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 送達をすべき文書 差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者省略

(平成26年12月19日掲示済)

#### 奈良市告示第868号

平成26年奈良市議会12月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年12月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成26年度奈良市一般会計補正予算(第4号)
- 2 平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正 予算(第2号)
- 3 平成26年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 4 平成26年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号)
- 5 平成26年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1 号)
- 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

- 6 平成26年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 7 平成26年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)
- 8 平成26年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)
- 9 平成26年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第2号)
- 10 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算 (第1号)
- 11 平成26年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)

平成26年度奈良市一般会計補正予算(第4号) 平成26年度奈良市の一般会計補正予算(第4号)は、次 に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,685,075千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,599,168千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務 負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」 による。

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		15,400,000 <sup>千円</sup>	200,308 <sup>千円</sup>	15,600,308 千円
	1 地方交付税	15,400,000	200,308	15,600,308
15 国庫支出金		22,895,864	66,114	22,961,978
	1 国庫負担金	18,113,192	64,000	18,177,192
	2 国庫補助金	2,890,826	2,114	2,892,940
16 県 支 出 金		6,279,452	32,319	6,311,771
	1 県 負 担 金	4,568,661	29,000	4,597,661
	2 県 補 助 金	1,483,632	3,319	1,486,951
20 繰 越 金		431,902	397,834	829,736
	1 繰 越 金	431,902	397,834	829,736
22 市 債		14,816,800	988,500	15,805,300
	1 市 債	14,816,800	988,500	15,805,300
歳入	合 計	126,914,093	1,685,075	128,599,168

		款			項		補正前の額	補 正 額	計
1	議	会	費				780,083 <sup>千円</sup>	△ 42,769 <sup>千円</sup>	737,314
				1	議会	費	780,083	△ 42,769	737,314
2	総	務	費				14,473,766	584,423	15,058,189
				1	総務管理	里 費	11,047,869	605,785	11,653,654
				3	徴 税	費	1,152,315	△ 4,023	1,148,292
				4	戸籍 住基本台帳	長費	424,629	△ 16,319	408,310
				5	選挙	費	196,250	70	196,320
				6	統計調査	产費	48,977	286	49,263
				7	監査委員	費	81,431	△ 1,376	80,055
3	民	生	費				53,649,804	97,824	53,747,628
				1	社会福祉	上費	23,765,678	110,218	23,875,896
				2	児童福祉	上費	16,590,098	55,984	16,646,082
				3	生活保護	变 費	13,228,334	△ 61,829	13,166,505
				4	国 民 年	金費	65,694	△ 6,549	59,145
4	衛	生	費				10,835,282	35,762	10,871,044
				1	保健衛生	主費	1,968,217	△ 32,346	1,935,871
				2	保 健 所	費	1,801,567	45,157	1,846,724
				3	清 掃	費	5,720,256	22,951	5,743,207
5	労	働	費				119,892	△ 1,540	118,352
				1	労 働 諸	費	119,892	△ 1,540	118,352
6	農材	水産業	費				576,321	△ 15,118	561,203
				1	農林	費	576,321	△ 15,118	561,203
7	商	工	費				1,587,039	3,119	1,590,158
				1	商 工	費	1,587,039	3,119	1,590,158
8	観	光	費				938,715	△ 2,107	936,608
				1	観 光	費	938,715	△ 2,107	936,608
9	土	木	費				9,177,344	△ 50,318	9,127,026
				1	土木管理	里 費	204,226	16,875	221,101
				2	道路橋梁	と費	2,271,627	△ 21,706	2,249,921
				3	河 川	費	297,509	△ 8,894	288,615
				4	都市計画	重費	3,887,752	△ 21,536	3,866,216
				6	住 宅	費	389,230	△ 15,057	374,173
10	消	防	費				4,398,021	102,917	4,500,938
				1	消防	費	4,398,021	102,917	4,500,938

		款			項		補正前の額	補 正 額	計
11	教	育	費				12,635,273 千円	14,346 <sup>千円</sup>	12,649,619 千円
				1 教	育 総 務	費	2,798,641	△ 24,729	2,773,912
				2 小	学 校	費	2,419,841	△ 792	2,419,049
				3 中	学 校	費	1,570,431	34,595	1,605,026
				4 高	等 学 校	費	940,118	△ 14,422	925,696
				5 幼	稚 園	費	1,081,313	21,209	1,102,522
				7 保	健 体 育	費	2,273,287	△ 1,515	2,271,772
13	公	債	費				17,560,665	958,536	18,519,201
				1 公	債	費	17,560,665	958,536	18,519,201
		歳	出	合	計		126,914,093	1,685,075	128,599,168

## 第2表 債務負担行為補正

## 1 追加分

1 追加分		
事項	期間	限度額
コミュニティバス運行経費	平成26年度から平成27年度まで	千円 11,000
生活困窮者自立相談業務委託	平成26年度から平成27年度まで	59,000
小学校スクールバス運行経費	平成26年度から平成27年度まで	6,200
中学校スクールバス運行経費	平成26年度から平成27年度まで	5,900
こども園給食外部搬入業務委託	平成26年度から平成27年度まで	67,000
給 食 食 材 調 達 経 費	平成26年度から平成27年度まで	41,400
奈良町南観光案内所運営委託	平成26年度から平成36年度まで	契約に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市東之阪共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市西之阪共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市横井共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市古市西共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市杏中共同浴場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市ならまちセンターの管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による入江泰吉記念奈良市 写真美術館の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市音声館の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額

事項	期間	限度額
指定管理者による奈良市都跡地域 ふれあい会館の管理に要する経費	平成27年度から平成30年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による名勝大乗院庭園文化館の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館 の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者によるなら100年会館 駐車場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市杉岡華邨書道美術館の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市美術館 の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市ボランティア センターの管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市緑ヶ丘球場 ほか18施設の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市鴻ノ池陸上 競技場ほか2施設の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市南部生涯スポーツ センター体育館ほか5施設の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市中央体育館 ほか 5 施設の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市営西部会館駐車場の管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指定管理者による奈良市月ヶ瀬 梅の資料館の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 町にぎわいの家の管理に要する経費	平成27年度から平成31年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額
指 定 管 理 者 に よ る 奈 良 市 勤 労 者 総合福祉センターの管理に要する経費	平成27年度から平成29年度まで	協定に基づき決定した指定期間中における 管理に要する額

## 2 廃止分

事 項	期間	限度額
指定管理者による(仮称)奈良町にぎわいの家の管理に要する経費		

## 第3表 地方債補正

## 1 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
借換	<sup>千円</sup> 958,500	普通貸借 又 は 債券発行	5.0%以内(利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後におい ては、見直し後の 利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。			

#### 2 変更分

起債の目的	限度額								
起便0月的	補 正 前	補 正 後							
義務教育施設整備事業	1,777,200 千円	1,807,200 千円							
計	14,816,800	14,846,800							

平成26年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補 | 2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと 正予算(第2号)

平成26年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正 予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9.411 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 618.921千円とする。
- 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすこ とができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、 利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

	款			項					補正前の額	補	正	額	計
1	繰	入	金						6,256 <sup>千円</sup>			11 千円	6,267 千円
				1	一繰	般	会	計金	6,256			11	6,267
3	市		債						_			9,400	9,400
				1	市			債	_			9,400	9,400
		歳	入	{	7	計			609,510			9,411	618,921

## 歳出

款						項		補正前の額	補 正 額	計
2	公	債	費					13,744 千円	9,411 <sup>千円</sup>	23,155 千円
				1	公	債	費	13,744	9,411	23,155
		歳	出	í	<u>&gt;</u>	計		609,510	9,411	618,921

### 第2表 地方債

## 1 新規分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換	<sub>千円</sub> 9,400	普通貸借 又 は 債券発行	5.0%以内(利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後におい ては、見直し後の 利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	9,400			

平成26年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算( 第2号)

平成26年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第 2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,300 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37, 848,531千円とする。

## 奈 良 市 公 報

号外第19号

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

		款			項		補正前の額	補 正 額	計
9	繰	入	金				2,873,048 千円	△ 1,300	<sup>千円</sup> 2,871,748 <sup>千円</sup>
				1 <sub>**</sub>	一 般 会 県 入	計金	2,346,914	△ 1,300	2,345,614
		歳	入	合	計		37,849,831	△ 1,300	37,848,531

### 歳出

	款			項		補正前の額	補	正	額	計
1 総	務	費				339,462 <sup>千円</sup>		$\triangle$	1,300 <sup>手円</sup>	338,162 千円
			1 約	窓 務 管	理 費	264,297		$\triangle$	1,300	262,997
	歳	出	合	計		37,849,831		Δ	1,300	37,848,531

平成26年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,600
- 第1表 歲入歲出予算補正

歳 入

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,532,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	款					項		補正前の額	補	正	額	計
2 繰	Į.	入	金					1,027,035 <sup>千円</sup>		Δ	1,600 千円	1,025,435 <sup>千円</sup>
				1	一繰	般 会	計金	1,027,035		$\triangle$	1,600	1,025,435
	歳		入	<u>é</u>	ì	計		1,534,000		Δ	1,600	1,532,400

## 歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
西大寺駅南 1 地区土地区画 整理事業費		<sup>千円</sup> 334,500	△ 3,400	千円 331,100
	西大寺駅南 1 地区土地区画 整理事業費	334,500	△ 3,400	331,100
J R 奈良駅南 2 地区土地区画 整理事業費		337,900	1,800	339,700
	JR奈良駅南 1 地区土地区画 整理事業費	337,900	1,800	339,700
歳 出	合 計	1,534,000	△ 1,600	1,532,400

平成26年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)

平成26年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1表 債務負担行為

1 新規分

(債務負担行為)

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する 行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1表 債務負担行為」による。

事項	期間	限度額
指定管理者による奈良市営 J R 奈良駅 第1駐車場ほか1施設の管理に要する経費		

平成26年度奈良市介護保険特別会計補正予算(第2号)

平成26年度奈良市の介護保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5.800
- 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,242,091千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

		款	ζ				項			補正前の額	補	正額	計
2	玉	庫	支 出	金						5,692,785 千円		3,650 千円	5,696,435 千円
					2	国	庫衤	甫 助	金	1,034,625		3,650	1,038,275
6	繰		入	金						4,151,803		△ 9,450	4,142,353
					1	一繰	般	会人	計金	3,829,410		△ 9,450	3,819,960
		歳		入	£	ì	計			26,247,891		△ 5,800	26,242,091

歳出

		款				項			補正前の額	補	正	額	計
1	総	務	費						609,243 千円		Δ	5,800 <sup>千円</sup>	603,443 千円
				1	総	務管	理	貴	295,678		$\triangle$	5,800	289,878
		歳	出	合	-	計			26,247,891		$\triangle$	5,800	26,242,091

平成26年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度奈良市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度奈良市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、 次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収	入	
第1款	病院事業収益	628,511千円	3,500千円	632,011千円
第3項	看護師養成事業収益	98,900千円	3,500千円	102,400千円
		支	出	
第1款	病院事業費用	622,700千円	3,500千円	626,200千円
第3項	看護師養成事業費用	98,900千円	3,500千円	102,400千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

 (科
 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 (1) 職員給与費
 55,594千円
 1,461千円
 57,055千円

(他会計からの補助金)

第4条 予算第8条中「45,878千円」を「49,378千円」に改める。

平成26年度奈良市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度奈良市水道事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度奈良市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 支 出 第1款 水道事業費用 8.947.000千円 △28.645千円 8.918.355千円 第1項 営業費用 7.156.376千円 △28,645千円 7.127.731千円 (資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,842,000千円」を「不足する額2,844,344千円」に、「過年度分損益勘 定留保資金1,578,347千円」を「過年度分損益勘定留保資金1,482,351千円」に、「当年度分損益勘定留保資金1,222, 152千円」を「当年度分損益勘定留保資金1,320,492千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	4,732,000千円	2,344千円	4,734,344千円
第1項 施設整備事業費	39,618千円	$\triangle 7,030$ 千円	32,588千円
第2項 施 設 費	732,001千円	4,093千円	736,094千円
第3項 配水施設改良費	569,270千円	5,281千円	574,551千円
(議会の議決も奴なければ法田士で	こしのできない奴弗)		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

 (科 目)
 (既決予定額)
 (補正予定額)
 (計)

 (1) 職員給与費
 2,632,244千円
 △26,301千円
 2,605,943千円

平成26年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第2号)

(絵目)

第1条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

(1) 職員給与費

第2条 平成26年度奈良市都祁水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水道事業費用	515,000千円	△5,004千円	509,996千円
第1項 営業費用	433,622千円	△5,004千円	428,618千円
(議会の議決を経なければ流用する	ことのできない経費)		
第3条 予算第8条に定めた経費の金	額を次のように改める。		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)

平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算(第1号)

 $\triangle 5.004$ 千円

27.794千円

(総則)

第1条 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。 (収益的収入及び支出)

32.798千円

第2条 平成26年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額 を次のとおり補正する。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
l		支	出	
l	第1款 簡易水道事業費用	205,630千円	△302千円	205,328千円
l	第1項 営業費用	195,795千円	△302千円	195,493千円
l	(議会の議決を経なければ流用す	ることのできない経費)		
l	第3条 予算第8条に定めた経費の	金額を次のように改める。		
	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
l	(1) 職員給与費	10,775千円	△302千円	10,473千円
ı				

平成26年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成26年度奈良市下水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成26年度奈良市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額 を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	7,663,000千円	46,896千円	7,709,896千円
第2項 営業外収益	2,851,231千円	46,896千円	2,898,127千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,355,000千円	90,548千円	8,445,548千円
第1項 営 業 費 用	7,306,378千円	90,548千円	7,396,926千円
(資本的収入及び支出)			

(具个的水八次0 大山) 本 0 タ マ マ な な 4 タ ナ ナ 七

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額907,000千円」を「不足する額868,501千円」に、「当年度分損益勘定留保資金849,328千円」を「当年度分損益勘定留保資金810,829千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	4,361,000千円	△38,499千円	4,322,501千円
第1項 建設改良費	1,004,568千円	△38,499千円	966,069千円
(議会の議決を経なければ流用する	ことのできない経費)		

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
(1)	職員給与費	404,506千円	52,049千円	456,555千円	
		(平成26年12月19日掲示済)		(平成26年12月19日掲	湯示済)

#### 奈良市告示第869号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年12月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
  - 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日平成26年12月19日
- 3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅 周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

#### 奈良市告示第870号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定 により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま したので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示し ます。

平成26年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈 良 市 公 報

号外第19号

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良県奈良市二条大路南一丁目1番30号	平成26年11月17日

(平成26年12月24日掲示済) | 定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の 規定により告示します。

平成26年12月24日

奈良市告示第871号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条第1項の規

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
奈良市立休日歯科応急診療所	奈良県奈良市左京五丁目3番地の1	平成26年12月1日

(平成26年12月24日掲示済) | 介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたの で、同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市告示第872号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

	指定介護機関		開設者	変更年月日	
	名称	所在地	用 以 伯	多	
旧	奈良市二名地域包括 支援センター	奈良県奈良市二名一丁目2392-2	社会医療法人 松本快生会	平成26年10月27日	
新	奈良市二名地域包括 支援センター	奈良県奈良市鶴舞東町1番20-2号	社会医療法人 松本快生会	十成20平10月27日	
旧	株式会社 ミルク	奈良県奈良市南魚屋町20-5	株式会社ミルク	亚母96年11月15日	
新	株式会社 ミルク	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコートHAL102号	株式会社 ミルク	平成26年11月15日	

(平成26年12月24日掲示済)

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、 同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市告示第873号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関			
名称	所在地	 	休止年月日
開設者		你正した他故文は你正した事業の性類	<b></b>
名称	主たる事務所の所在地		
夜間対応型訪問介護・青い 鳥	奈良県奈良市東九条町 640番地1	地域密着型 夜間対応型訪問介護	平成26年12月1日
特定非営利活動法人アメニ ティー・ライフサポート・ アシスト	奈良県奈良市西木辻町 91番地の4		

## 奈良市告示第874号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したの で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に 関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の 規定により次のとおり告示します。

平成26年12月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

- (平成26年12月24日掲示済) | 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市法蓮町1702番地の1 奈良市ボランティアセンター
  - 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杏町79番地の4 社会福祉法人奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠
  - 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成26年12月24日掲示済)

#### 奈良市告示第875号

奈良市都跡地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市四条大路五丁目2番45号 奈良市都跡地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市佐紀町2478番地 都跡地区自治連合会 会長 藤田 正博
- 3 指定管理者の指定の期間 開館の日から平成31年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市都跡地域ふれあい会館の利用に関すること。
- (2) 奈良市都跡地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月24日掲示済)

#### 奈良市告示第876号

奈良市東之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市東之阪町14番地の4 奈良市東之阪共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市東之阪町20番地 奈良市東之阪町自治会 自治会長 松田 好則
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関すること。

- (2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月25日掲示済)

#### 奈良市告示第877号

奈良市西之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市西之阪町29番地の1 奈良市西之阪共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市西之阪町36番地 奈良市西之阪町自治会 自治会長 大橋 昌広
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関すること。
  - (2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月25日掲示済)

#### 奈良市告示第878号

奈良市横井共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市横井二丁目250番地の13 奈良市横井共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市横井一丁目608番地の1 奈良市横井町自治連合会 会長 古川 高士
- 3 指定管理者の指定の期間平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市横井共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理 に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月25日掲示済)

#### 奈良市告示第879号

奈良市古市西共同浴場の指定管理者を指定したので、奈 良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する 条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定に より次のとおり告示します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市古市町1503番地の1 奈良市古市西共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市古市町1640番地 奈良市古市町自治連合体 会長 中尾 清忠
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管 理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月25日掲示済)

奈良市告示第880号

奈良市杏中共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良 市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条 例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定によ

1 入札に付する事項

り次のとおり告示します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市杏町386番地の1 奈良市杏中共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杏町345番地 奈良市杏中町自治会 自治会長 阪原 重朝
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関すること。
- (2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理 に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月25日掲示済)

#### 奈良市告示第881号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施 行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

項目	概     要
業務名称	高樋線代替バス、精華地区及び柳生地区スクールバス運行管理業務委託
業務内容	奈良交通株式会社による高樋線(うち米谷町から下山区間)の代替交通としてのコミュニティバス、精華地区の児童生徒を奈良市立帯解小学校、奈良市立都南中学校に輸送するため、及び柳生地区の生徒を奈良市立興東中学校へ輸送するためのスクールバスの運行管理業務
委託期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
契約形式	委託契約(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

以下省略

(平成26年12月25日掲示済)

## 奈良市告示第882号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

1 入札に付する事項

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良 市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に より公告します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

項目	概     要
業務名称	高樋線代替バス、精華地区及び柳生地区スクールバス運行に伴うマイクロバスリース
業務内容	奈良交通株式会社による高樋線の代替交通としてのコミュニティバス、精華地区及び柳生地区の スクールバス運行に伴うマイクロバスのリース
委託期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
契約形式	委託契約(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

以下省略

(平成26年12月25日掲示済)

#### 奈良市告示第883号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基 づく差押調書謄本、同法第131条の規定に基づく配当計算 書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明の ため送達することができないので、地方税法(昭和25年法 律第226号) 第20条の2第1項の規定により、次のとおり 公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室滞 納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出が あればいつでも交付します。

平成26年12月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書 差押調書謄本、配当計算書
- 2 送達を受けるべき者 省略

(平成26年12月25日掲示済)

#### 奈良市告示第884号

奈良市観光自動車駐車場条例(平成12年奈良市条例第17 号)第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場 します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

施設名	臨時に開場する日時
奈良市転害門前観光	平成26年12月31日午後8時~
駐車場	平成27年1月1日午前8時

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第885号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定 介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、 同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

	指定介護機関			
	名称	所在地	   休止した施設又は休止した事業の種類   休止年	休止年月日
	開設者		作正した	
	名称	主たる事務所の所在地		
な	・らソーシャルサービス	奈良県奈良市中山町39-1 エステートピア中山A棟 205号	居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成26年12月1日
1 1	- いはんなソーシャル -ービス株式会社	京都府京都市東山区東大路 松原上る四丁目 毘沙門町 30番地2 イーストビル3 階303		

(平成26年12月26日掲示済)

## 奈良市告示第886号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項 の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

| 介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、 同法第55条の3の規定により告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関			
名称	所在地	廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
開設者		廃止した他放 <b>乂</b> は廃止した事未り性類	<b>郑</b> 近 十 月 日
名称	主たる事務所の所在地		
茶話本舗デイサービス 奈良六条亭	奈良県奈良市六条二丁目4 -8	居宅 通所介護	平成26年11月30日
株式会社ヘルスケア グループ	愛知県大府市中央町七丁目 336番地		

(平成26年12月26日掲示済)

同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計 画を次のとおり縦覧します。

#### 奈良市告示第887号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条 第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市観光経済部農林課内

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第888号

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関す る条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定 により次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市東寺林町38番地 奈良市ならまちセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び 附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

## 奈良市告示第889号

奈良市音声館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年奈良市条例第85号) 第4条第3項の規定により 次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市鳴川町32番地の1 奈良市等 声館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市音声館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関すること。

- (3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第890号

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例( 平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市三条宮前町7番1号 なら100年会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) なら100年会館(駐車場を除く。)の使用承認及び使 用制限に関すること。
  - (3) なら100年会館(駐車場を除く。)の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第891号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 指定管理者を指定する公の施設 奈良市二条大路南一丁目3番1号 奈良市美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関すること

- (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第892号

なら100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈 良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する 条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定に より次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市三条宮前町7番1号 なら100年会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条本町8番1号 奈良市市街地開発株式会社 取締役社長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) なら100年会館駐車場の供用に関すること。
- (2) なら100年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第893号

入江泰吉記念奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 指定管理者を指定する公の施設 奈良市高畑町600番地の1 入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団

理事長 津山 恭之

- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。

- (4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備 の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第894号

奈良市杉岡華邨書道美術館の指定管理者を指定したので、 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関す る条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定 により次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市脇戸町3番地 奈良市杉岡華邨書道美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市二条大路南一丁目1番1号 一般財団法人奈良市総合財団 理事長 津山 恭之
- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第895号

名勝大乗院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市高畑町1083番地の1 名勝大乗院庭園文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市高畑町1096番地

余良巾局畑町1096**金**地

株式会社奈良ホテル

代表取締役 中村 仁

- 3 指定管理者の指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 名勝大乗院庭園文化館条例第3条に規定する事業の 実施に関すること。
  - (2) 名勝大乗院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) 名勝大乗院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管

理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第896号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和59年奈良市規則第35号)第5条の規定により告示します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日

平成26年12月26日

4 処分対象自転車等の移動年月日 平成26年6月2日、同月5日、同月9日、同月10日、 同月12日、同月15日、同月17日、同月19日、同月23日及 び同月26日

(平成26年12月26日掲示済)

#### 奈良市告示第897号

奈良市私道整備要綱の一部を改正する告示を次のように 定める。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸 奈良市私道整備要綱の一部を改正する告示

奈良市私道整備要綱(平成7年奈良市告示第120号)の

一部を次のように改正する。第1条中「認定されていない私道の」を「認定を受けて

いない私道における」に改める。 第2条に次の1項を加える。

2 この要綱において「申請者」とは、私道の整備を受け ようとする者又はその者から委任を受けた地区自治会長 等で、当該私道の敷地の所有権その他の権利を有する者 (以下「私道敷地権利者」という。)の承諾を得て、申 請その他の手続及び舗装整備後の私道の維持管理を行う ものをいう。

第3条第1項中「要件」の次に「のいずれにも」を加え、 同項第1号を次のように改める。

(1) 私道敷地権利者の承諾が得られること。ただし、やむを得ない理由により承諾が得られない場合は、申請者の確約書(承諾が得られない理由及び承諾が無いことにより生じる問題を解決する旨を記載した書面をいう。)をもって承諾に代えることができる。

第3条第1項に次の1号を加える。

(4) 主たる利用者が1世帯のみでないこと。

第3条第2項中「5年」を「適切な管理の下で10年」に改める。

第4条第2項中「ある」を「できる」に改める。

第5条中「私道の整備を受けようとする者(以下「申請者」という。)」を「申請者」に改め、「の各号」を削り、同条第1号中「第2号様式)」の次に「及び印鑑登録証明書」を加え、同条第3号中「公図及び地籍測量図」を「地籍図(公図)及び地積測量図」に改め、同条第6号中「舗装完了後5年以上経過したことを証する書類」を「維持管理状況調書(別記第3号様式の2)」に改める。

第8条を次のように改める。

(軽微な補修の特例)

第8条 私道の整備のうち、申請者が自ら行う軽微な補修については、第4条から前条までの規定にかかわらず、補修後5年以上を経過した場合、申請に基づき、簡易舗装材等10袋を限度として材料支給を行うものとする。この場合において、申請者は、材料支給申請書(別記第6号様式)により申請するものとする。

別記第1号様式中「奈良市長

様」を「

(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第2号様式中「奈良市長

様」を「

(宛先) 奈良市長」に、「印鑑証明書」を「印鑑登録証明書」に改める。

別記第3号様式中「奈良市長

様」を「

(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第5条関係)

## 維持管理状況調書

(宛先) 奈良市長

(所有者又は申請者)

住 所

氏 名 電話番号

EI

第1号様式にて申請した私道について、維持管理状況は下記のとおりです。

- 1. 舗装施工完了時期 不明 · (S · H) 年 月
- 2. 施行者(請負者) 不明 住所

氏名

3. 維持管理状況

年 数	舗装路面状況	補修対応の有無
1年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
2年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
3年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
4年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
5年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
6年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
7年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
8年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無
9年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 · 無
10 年前	異状なし ・ ひび割れ ・ 陥没	有 • 無

別記様式に次の1様式を加える。

第6号様式 (第8条関係)

## 材料支給申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

(申請者)

住 所

氏 名

(EJI)

電話番号

奈良市私道整備要綱第8条の規定に基づき、私道の舗装補修について、次の とおり関係書類を添えて申請します。

1. 添付書類

私道敷地使用承諾書

(第2号様式。ただし、印鑑登録証明書の添付は免除します。) 1部

同意書(第3号様式)

1 部

維持管理状況調書(第3号様式の2)

1部

申請位置図

1部

2. 支給希望資材

簡易舗装材

袋

袋セメント

袋

その他資材

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市告示第898号

平成26年度市民税・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民

税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1	この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2	送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成26年12月26日掲示済)

奈良市告示第899号

奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱を廃止する 告示を次のように定める。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱を廃止 する告示

奈良市小児慢性特定疾患対策協議会設置要綱(平成14年 奈良市告示第508号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

(平成26年12月26日掲示済)

### 奈良市告示第900号

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市結核予防事業補助金交付要綱の一部を改正す る告示

奈良市結核予防事業補助金交付要綱(平成15年奈良市告 示第72号)の一部を次のように改正する。

別表中「470円」を「473円」に、「497円」を「501円」 に、「1.694円」を「1.744円」に改める。

附則

この告示は、平成26年12月26日から施行し、この告示に よる改正後の奈良市結核予防事業補助金交付要綱別表の規 定は、平成26年度予算に係る補助金から適用する。

(平成26年12月26日掲示済)

## 奈良市告示第901号

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正する 告示を次のように定める。

平成26年12月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱の一部を改正 する告示

奈良市老春手帳優遇措置事業実施要綱 (平成14年奈良市 告示第390号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市ななまるカード優遇措置事業実施要綱

第1条中「老春手帳」を「ななまるカード」に、「維持」 を「保持」に改める。

第2条、第3条(見出しを含む。)及び第4条第1項中 「老春手帳」を「ななまるカード」に改める。

第4条第2項中「(友愛バス優遇措置事業の対象である 者を除く。)」を削る。

第5条の見出し中「老春手帳」を削り、同条第1項中 「老春手帳」及び「(以下「入浴補助券」という。)」を削 る。

第6条の見出しを「(優待乗車)」に改め、同条第1項を 削り、同条第2項中「受給者」を「第4条第2項に規定す る優遇措置を受けようとする受給者」に、「優待乗車証」を「ななまるカード」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「優待乗車証」を「ななまるカード」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条の2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び 永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人 等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「優待乗 車証」を「ななまるカード」に改める。

第7条第1項中「老春手帳」を「ななまるカード」に改め、同条第2項第2号中「優待乗車証」を「ななまるカード」に改める。

第8条の見出し中「老春手帳等」を「ななまるカード」に改め、同条第1項中「老春手帳又は優待乗車証(以下この条において「老春手帳等」という。)」を「ななまるカード」に改め、同条第2項中「老春手帳等」を「ななまるカード」に改め、同条第3項中「優待乗車証」を「ななまるカード」に改め、同条第4項中「老春手帳等」を「ななまるカード」に改める。

第9条第1項中「老春手帳」を「ななまるカード」に改め、同条第2項中「優待乗車証及び」を削る。

第10条中「老春手帳、入浴補助券及び優待乗車証」を 「ななまるカード及び入浴補助券」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年1月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に交付した老春手帳及び老春手 帳優待乗車証については、なお従前の例による。

(平成26年12月26日掲示済)

# 監査

## 奈良市監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規 定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が あったので、次のとおり公表します。

平成26年12月26日

 奈良市監査委員
 中
 村
 勝三郎

 同
 中
 本
 勝

 同
 山
 口
 誠

 同
 松
 石
 聖
 一

開発指導課

建築指導課

監査結果公表日 平成25年3月28日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成26年12月17日

## 【監査の結果】

開発指導課においては開発行為許可申請手数料、宅地造成等許可申請手数料等について、建築指導課においては建築物に関する確認申請手数料等について、一旦、会計課の窓口において申請者が手数料を納入し、その領収済通知書(独自様式)を申請書に添付して所管課に提出することとなっている。両所管課の公金等取扱マニュアルによると、一旦、会計課で納入された現金は、月曜日に前週分を所管課が確認した上で、指定金融機関に入金することとしている。しかしながら、1週間分まとめての入金では、奈良市会計規則第9条が規定する、速やかな払込みとはいえないため、前日分を翌日に調定し、速やかに指定金融機関に入金されたい。

## 【措置の内容】

会計課窓口において行っていた領収 済通知書(独自様式)による各申請手 数料の納入方法を改め、平成25年8月 1日から、開発指導課及び建築指導課 において納入通知書を発行し、申請者 自ら金融機関に納入することとしまし た。

(平成26年12月26日掲示済)

## 奈良市監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規 定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項 の規定により公表します。

平成26年12月26日

 奈良市監査委員
 中
 村
 勝三郎

 同
 中
 本
 勝

 同
 山
 口
 誠

 同
 松
 石
 聖
 一

 奈
 監
 第
 76
 号

 平成26年12月26日

奈良市長仲川元庸様 奈良市議会議長土田敏朗様 奈良市教育委員会委員長杉江雅彦様

 奈良市監査委員
 中
 村
 勝三郎

 同
 中
 本
 勝

 同
 山
 口
 誠

 同
 松
 石
 聖
 一

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規 定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項 の規定により報告します。

## 1 監査対象

市民生活部 医療政策課 交通政策課 住宅課 月ヶ瀬行政センター 総務住民課 地域振興課 都祁行政センター 総務住民課 業務課 地域振興課

東部出張所

北部出張所

市民活動部 協働推進課

地域活動推進課(東寺林連絡所を含む。) 文化振興課 スポーツ振興課 (スポーツ 産業支援グループを含む。)

(教育委員会)

教育委員会事務局 教育政策課

教育総務部 教職員課 文化財課

埋蔵文化財調査センター

図書館政策課(中央図書館 西部図書館 北部図書館)

中学校 伏見 田原 平城東 富雄第三 小学校 都跡 精華 富雄北 田原 青和 富雄第三 神功 朱雀 佐保台

幼稚園 都跡(認定) 富雄北 田原

青和(認定) 富雄第三 神功 朱雀

学校教育部

教育センター 教育支援課 教育相談課

(消防局)

災害対策室 消防課 情報救急室 指令課

2 監査期間

平成26年10月20日~同年12月25日

3 監査方法

平成26年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成26年9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率 的に執行されているものと認められたが、一部において 改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じ られたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自 治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知され たい。

市民生活部

医療政策課

診療所費使用料の未収金について、催告書の送付は 行われているが、督促状は送付されていなかった。債 権管理マニュアルに則り、督促を行われたい。

月ヶ瀬行政センター

総務住民課

平成2年に発行した月ヶ瀬村史を販売しているが、 奈良市会計規則第8条の規定による同規則別表第1及 び別表第2の月ヶ瀬行政センター総務住民課の各欄に 掲げる、出納員等へ委任するものとする事務として 「所管に係る図書の売却代金の収納」の事務が定めら れていない。適正な事務手続を行われたい。

### 地域振興課

予定価格が50万円を超える草刈作業業務委託において、競争入札を実施するべきであったにもかかわらず、

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に よる随意契約の方法により契約を締結していた。適正 な契約方法により契約を締結されたい。

#### 市民活動部

スポーツ振興課(スポーツ産業支援グループを含む。)

- (1) 体育施設の予定価格50万円未満の施設修繕料の執行については、奈良市契約規則第18条の2第1項本文の規定により、予定価格が20万円以上であれば2人以上の者から見積書を徴取しなければならないが、1人からしか徴取していなかった。奈良市契約規則に則り、予定価格が20万円以上であれば2人以上の者から見積書を徴取されたい。また、見積書の徴取を1人の者からとすることができる事由に該当する場合は、その旨を明記されたい。
- (2) 奈良市市民体育大会業務委託等については、地方 自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定によ る随意契約の方法により契約を締結されているが、 全てにおいて見積書が徴取されていなかった。奈良 市契約規則に則り、契約の相手方から見積書を徴取 されたい。
- (3) ならやま屋内温水プールで開催されている水泳教室の受講料について、当該施設の指定管理者に受講料の徴収を行わせていた。受講料は、地方自治法施行令第158条第1項各号に掲げる歳入ではないため、私人にその徴収の事務を委託することはできない。適正な事務処理を行われたい。
- (4) 鴻ノ池陸上競技場には、部分的に明るくできる照明設備があり、時間外使用と当該照明設備の使用を許可するとともに、照明代をその他雑入として徴収していた。しかし、奈良市体育施設条例別表第4に定める陸上競技場使用料には、照明使用料の定めがない。他の体育施設で照明設備のある、野球場や球技場では、照明使用料の規定を定めていることから、適切な事務手続を行われたい。

また、鴻ノ池陸上競技場の照明代については、月間の照明時間を合計して算出し、当該月分として徴収しているが、野球場や球技場では、単位未満の取扱いと使用日ごとの算出が行われている。適正な算出を行われたい。

## (教育委員会)

## 教育委員会事務局

## 教育政策課

奈良市教育委員会施策評価委員会議について、同委員設置要領第5条の規定に定める招集権者は、教育委員会委員長とされているが、委員への開催通知の発信者名を教育政策課長名で事務処理を行っていた。かつ、開催起案の決裁も教育政策課長の専決で行っていた。また、奈良市教育振興戦略会議についても、同設置要綱第6条の規定に定める招集権者は、教育長とされているが、第1回の委員への開催通知の発信者名を教育政策課長名で事務処理を行ってい

た。第1回の委員への開催通知には、平成26年度の同会議の第2回以降の予定分も記載した上で、教育長も決裁しているものの、第2回の開催起案は、発信者名を教育政策課長専決で事務処理を行い、第2回の委員への開催通知の発信者名も教育政策課長で事務処理を行っていた。それぞれの要領等の規定に則り、事務処理を行われたい。

#### 文化財課

文化財費の負担金補助及び交付金のうち、奈良市 文化財保存事業費補助金交付要綱に基づく、文化財 の修理等に関する補助金の補助額について、補助対 象経費に補助率を乗じた金額の千円未満を切り捨て た額を補助金の交付決定金額としていた。しかし、 その根拠は、同要綱には規定がない。同要綱に則り、 適正な事務処理を行われたい。

#### 埋蔵文化財調査センター

- (1) 管理している公用車(業務用車8台)の運転報告書については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により、同規則別記第7号様式に定める運転報告書を作成し、公用車管理者(埋蔵文化財調査センター所長が該当)に提出することになっているにもかかわらず、別の様式の運転報告書を作成し、公用車管理者に報告していなかった。公用車を使用した場合には、同規則別記第7号様式に定める運転報告書により報告を行われたい。
- (2) 長期継続契約を締結している埋蔵文化財調査センター清掃業務委託について、業務内容は週2回の日常清掃及び年3回のワックス塗布等の定期清掃であり、奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第2号が定める「経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、複数年にわたり契約を締結することを要するもの」に該当しないと考えられる。今後は、単年度契約に変更されたい。

## 図書館政策課

北部図書館において、監査時、金種表と現金に差異が生じていた。差額は、金融機関への入金を金種表に記入しなかったことによるものである。金種表は、常に現金と照合した上で作成されたい。

## 佐保台小学校

研修のための旅行命令において、2種類の旅行命令簿が使用されており、職員等の旅費に関する条例施行規則で定める様式の市内旅行命令簿には、命令権者の捺印がなく、利用交通手段は交通機関となっていた。もう1つの様式では、私有車利用となっていた。適正な事務処理を行われたい。

(平成26年12月26日掲示済)

## 奈良市監査委員告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規 定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規 定により公表します。

平成26年12月26日

奈良市監查委員 中 村 勝三郎 百 中 本 勝 同 山口 誠 百 松石聖一 奈 監 第 77 号 平成26年12月26日

奈良市長仲川元庸様 奈良市議会議長 土 田 敏 朗 様

> 奈良市監査委員 中 村 勝三郎 同 中 本 勝 Ш 誠 同 松石聖一

出資団体の監査結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規 定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規 定により報告します。

- 1 監査対象
  - 一般財団法人奈良市総合財団
- 2 監査期間

平成26年10月7日~同年12月25日

3 監査方法

平成25年度の出納その他の事務の執行について、決算 報告書等、あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員か らの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う 方法で実施した。

4 監査結果

事務及び事業は、おおむね適正に執行されていたが、 一部において改善を要する事例が見受けられたので、そ の措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自 治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知され たい。

(1) 平成25年度に会計顧問等業務委託契約を締結し、会 計事務所に、税務相談、決算書類の作成等の業務を委 託している。当該業務のうち、月次会計監査として、 各16部門の会計監査を行い、その結果報告は月次指導 別表第1 (第2条関係)

報告書として提出されている。しかし、決算関係指導 の決算作成に係る現地指導(計5~10回)と人事労務 に関する相談対応(月1~5回程度)についての具体 的な内容を記録した書類等の提示を求めたが、提示が なかった。相談内容等の確認及び財団の意思決定過程 等を明確にできる資料の一つとして、具体的な相談内 容等を記録した書類等の作成及び管理を行われたい。

- (2) 財団の会計処理規程には、奈良市会計規則別表第3 に規定するように、支払に添付する必要のある書類を 明記していない。工事(修繕等)であれば、検収書を 用い、当該工事が完了したことを確認されたい。
- (3) 請求書作成日付が平成26年度になっている光熱水費 のうち、平成25年度中に使用した電気、ガス、水道等 の光熱水費については、平成25年度分の請求額を費用 計上することが望ましい。
- (4) 書道美術館の図録等売払時の領収書については、希 望があったときのみ、手書きの領収書を購入者に渡し ている。全ての入金に対して、必ず領収書を発行し、 適正に事務処理を行われたい。

(平成26年12月26日掲示済)

#### 党 企 業

## 奈良市企業局管理規程第15号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一部を 次のように改正する。

平成26年12月25日

奈良市公営企業管理者

池田 修

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程等の一 部を改正する規程

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部改 正)

第1条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程(昭 和42年奈良市水道局管理規程第5号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1を次のように改める。

料 表

職員の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	号給	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600	529,900
	2	138,700	189,500	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
	3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
	4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
	5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
	6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
	7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
	8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800

10	(火 曜 日)								-57	ト第19号 
10	1 1 - 1	1	1	l l	1	1		1	1	
11					I					552,200
12	10	147,900 203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
13	11	149,200 205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
14	12	150,500 207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
14										
14	13	151 800 208 800	246 500	288 500	317 900	348 600	398 200	440 500	501 900	559,600
15										
16										
17				1						562,600
18	16	156,400 214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
18										
19	17	157,700 216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
19	18	159,200 218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
162,200   162,200   222,000   259,700   303,100   332,800   362,700   412,900   453,700   515,700   568,100   163,600   225,600   265,500   307,300   337,000   366,700   416,600   457,000   518,400   221,600   225,600   265,500   307,300   339,700   366,700   416,600   457,000   518,400   241,171,500   229,400   267,200   311,500   341,200   370,700   429,500   469,000   521,400   221,400		160.700 220.100	257.700	301.000	330.800	360.800	411.000	451.900	514.300	567,700
21										568,900
22	20	102,200 222,000	233,700	303,100	332,000	302,700	412,300	455,700	515,700	300,300
22			0.01 0.00	00= 000	201 200	0.04 0.00	44.4.000	455 500	== 0.000	==0 100
23			1		1					570,100
24					I		416,600			
25	23	168,900 227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
26	24	171,500 229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
26										
26	25	174.200 231.000	269 200	313.400	342.800	372.700	422.300	461.400	522.600	
27										
28										
180,800   237,700   276,700   321,700   350,600   380,300   428,600   466,200   527,200				1						
30	28	179,300 236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	
30										
31	29	180,800 237,700	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200	
32	30	182,600 239,200	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100	
32	31	184.400 240.700	280.500	325.900	354.400	383.900	431.200	467.700	529.000	
33										
34		100,100 212,200	202, 100	320,000	330,300	303,000	102,000	100,100	023,300	
34	00	105 500 040 000	004 100	000 000	050 000	005 400	400 500	460 100	500 <b>5</b> 00	
35										
36					360,000	388,800	435,000	469,900	531,600	
37	35	190,700 246,600	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500	
38	36	192,200 248,200	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200	
38										
38	37	193.500 249.500	291.500	337.700	365.000	393.500	438.700	472.200	534.100	
39					1					
40										
41       198,700       255,700       298,700       345,600       370,600       398,200       441,700       475,300       537,700         42       200,000       257,100       300,400       347,500       371,500       399,400       442,400       476,000         43       201,300       258,500       302,100       349,400       372,600       400,600       443,100       476,800         44       202,600       259,900       303,800       351,300       373,700       401,800       443,800       477,400         45       203,800       261,100       305,500       352,800       374,500       402,500       444,600       478,200         46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       389,900       355,800       376,300       403,900       446,000         48       207,700       265,300       311,800       359,000       378,200       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,200       447,500         51       211,000       259,100       315,000       361,000<					I				I	
42       200,000       257,100       300,400       347,500       371,500       399,400       442,400       476,000         43       201,300       258,500       302,100       349,400       372,600       400,600       443,100       476,800         44       202,600       259,900       303,800       351,300       373,700       401,800       443,800       477,400         45       203,800       261,100       305,500       352,800       374,500       402,500       444,600       478,200         46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,800       379,000       405,200       447,500         50       209,900       267,800       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       381,300       408,000<	40	197,400 254,300	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800	
42       200,000       257,100       300,400       347,500       371,500       399,400       442,400       476,000         43       201,300       258,500       302,100       349,400       372,600       400,600       443,100       476,800         44       202,600       259,900       303,800       351,300       373,700       401,800       443,800       477,400         45       203,800       261,100       305,500       352,800       374,500       402,500       444,600       478,200         46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,800       379,000       405,200       447,500         50       209,900       267,800       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       381,300       408,000<										
43       201,300       258,500       302,100       349,400       372,600       400,600       443,100       476,800         44       202,600       259,900       303,800       351,300       373,700       401,800       443,800       477,400         45       203,800       261,100       305,500       352,800       374,500       402,500       444,600       478,200         46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       447,500         50       209,900       267,800       311,800       359,800       379,000       405,200       447,500         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200<	41	198,700 255,700	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700	
44       202,600       259,900       303,800       351,300       373,700       401,800       443,800       477,400         45       203,800       261,100       305,500       352,800       374,500       402,500       444,600       478,200         46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,800       379,000       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,800       406,600       449,000         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       409,400       452,000	42	200,000 257,100	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000		
44       202,600       259,900       303,800       351,300       373,700       401,800       443,800       477,400         45       203,800       261,100       305,500       352,800       374,500       402,500       444,600       478,200         46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,800       379,000       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,200       447,500         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       409,400       452,000	43	201,300 258,500	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800		
45					I					
46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,000       378,200       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200         55       215,300       274,000       321,500       365,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,900       410,600       453,200			,	- ,	-,	. ,	- ,	. ,		
46       205,100       262,500       307,200       354,300       375,400       403,200       445,400         47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,000       378,200       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,700       451,200         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,400       410,600       453,200	45	203 800 261 100	305 500	352 800	374 500	402 500	444 600	478 200		
47       206,400       263,900       308,900       355,800       376,300       403,900       446,100         48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,000       378,200       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       409,400       452,000         55       215,300       275,300       323,100       366,100       383,400       410,600       453,200         57       217,100       276,400       324,600       367,000       383,900       410,600       453,200								110,200		
48       207,700       265,300       310,600       357,300       377,200       404,600       446,900         49       208,800       266,600       311,800       359,000       378,200       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200         55       215,300       274,000       321,500       365,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,900       410,600       453,200				1	I	1				
49       208,800       266,600       311,800       359,000       378,200       405,200       447,500         50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200         55       215,300       274,000       321,500       365,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,400       410,600       453,200         57       217,100       276,400       324,600       367,000       383,900       410,600       453,200					I					
50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200         55       215,300       274,000       321,500       365,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,400       410,000       453,200         57       217,100       276,400       324,600       367,000       383,900       410,600       453,200	48	207,700 265,300	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900			
50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200         55       215,300       274,000       321,500       365,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,400       410,000       453,200         57       217,100       276,400       324,600       367,000       383,900       410,600       453,200										
50       209,900       267,800       313,400       359,800       379,000       405,900       448,200         51       211,000       269,100       315,000       361,000       379,800       406,600       449,000         52       212,100       270,400       316,600       362,000       380,600       407,300       449,800         53       213,300       271,500       318,300       362,900       381,300       408,000       450,400         54       214,300       272,700       319,900       364,000       382,000       408,700       451,200         55       215,300       274,000       321,500       365,000       382,700       409,400       452,000         56       216,300       275,300       323,100       366,100       383,400       410,000       453,200         57       217,100       276,400       324,600       367,000       383,900       410,600       453,200	49	208,800 266,600	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500			
51     211,000     269,100     315,000     361,000     379,800     406,600     449,000       52     212,100     270,400     316,600     362,000     380,600     407,300     449,800       53     213,300     271,500     318,300     362,900     381,300     408,000     450,400       54     214,300     272,700     319,900     364,000     382,000     408,700     451,200       55     215,300     274,000     321,500     365,000     382,700     409,400     452,000       56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,600     453,200       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200				1	I	1				
52     212,100     270,400     316,600     362,000     380,600     407,300     449,800       53     213,300     271,500     318,300     362,900     381,300     408,000     450,400       54     214,300     272,700     319,900     364,000     382,000     408,700     451,200       55     215,300     274,000     321,500     365,000     382,700     409,400     452,000       56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,600     453,200       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200					I					
53     213,300     271,500     318,300     362,900     381,300     408,000     450,400       54     214,300     272,700     319,900     364,000     382,000     408,700     451,200       55     215,300     274,000     321,500     365,000     382,700     409,400     452,000       56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,000     453,200       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200				1						
54     214,300     272,700     319,900     364,000     382,000     408,700     451,200       55     215,300     274,000     321,500     365,000     382,700     409,400     452,000       56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,000     452,600       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200	32	212,100 270,400	310,000	302,000	500,000	407,300	113,000			
54     214,300     272,700     319,900     364,000     382,000     408,700     451,200       55     215,300     274,000     321,500     365,000     382,700     409,400     452,000       56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,000     452,600       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200		010.000	0.00	620	007	400	450 :			
55     215,300     274,000     321,500     365,000     382,700     409,400     452,000       56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,000     452,600       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200					I	1				
56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,000     452,600       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200	54	214,300 272,700	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200			
56     216,300     275,300     323,100     366,100     383,400     410,000     452,600       57     217,100     276,400     324,600     367,000     383,900     410,600     453,200	55	215,300 274,000	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000			
57 217,100 276,400 324,600 367,000 383,900 410,600 453,200				366,100	383,400	410,000	452,600			
							,			
	57	217 100 276 400	324 600	367 000	383 000	410 600	453 200			
					I	1				
58 218,100 277,500 325,800 367,700 384,500 411,200 454,000				1	I					
59   219,000   278,600   327,000   368,400   385,200   411,800   454,800	59	219,000   278,600	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800			

<u></u> 号外第19	万			<i>/</i> //	DC 113		TIX		()	火曜日)
	1	000 000	970 700	200 000	200 100	205 000	410 400	455 600		
	60	220,000	279,700	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
				222 222	0.00 0.00	000 000	44.0.000	453 000		
	61	220,800	280,900	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
再任用	62	221,800	281,900	329,900	370,200	387,000	413,600			
職員以	63	222,800	282,900	330,700	370,900	387,600	414,200			
外の職	64	223,800	283,900	331,500	371,600	388,200	414,800			
員										
	65	224,500	284,700	332,400	371,900	388,700	415,100			
	66	225,500	285,600	332,800	372,600	389,300	415,700			
	67	226,500	286,500	333,600	373,300	389,900	416,400			
	68	227,600	287,400	334,400	374,000	390,500	416,900			
	69	228,400	288,400	335,200	374,400	390,900	417,400			
	70	229,200	289,200	335,900	375,000	391,500	418,100			
	71	230,000	290,000	336,600	375,700	392,200	418,800			
	72	230,800	290,800	337,300	376,300	392,800	419,500			
	73	231,600	291,600	337,800	376,700	393,100	420,000			
	74	232,300	292,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
	75	233,000	292,600	339,000	378,000	394,500	421,400			
	76	233,700	293,100	339,600	378,600	395,000	422,100			
	77	234,400	293,200	339,900	379,000	395,400	422,600			
	78	235,200	293,600	340,400	379,500	396,100	.			
	79	236,000	293,800	340,800	380,100	396,800				
	80	236,800	294,200	341,300	380,600	397,500				
				0-1-,000		,				
	81	237,500	294,400	341,700	381,100	398,000				
	82	238,200	294,600	342,200	381,700	398,700				
	83	238,900	295,000	342,700	382,300	399,400				
	84	239,600	295,300	343,200	382,700	400,100				
	01	200,000	230,300	010,200	302,700	100,100				
	85	240,300	295,600	343,600	383,300	400,600				
	86	240,300	295,900	344,000	383,900	400,000				
	87	241,700	296,200	344,500	384,500					
	88	242,400	296,600	344,900	385,100					
	90	042 100	200, 200	245 200	205 000					
	89	243,100	296,900	345,200						
	90	243,600	297,300	345,600	386,400					
	91	244,100	297,700	346,100	387,000					
	92	244,600	298,100	346,500	387,600					
	02	244 000	200 200	246 700	200 200					
	93	244,900	298,200	346,700	388,300					
	94		298,500	347,100						
	95		298,900	347,600						
	96		299,300	348,000						
	0.5		000 500	040 100						
	97		299,500	348,100						
	98		299,800	348,600						
	99		300,200	349,100						
	100		300,600	349,400						
			05							
	101		300,800	349,700						
	102		301,100	350,100						
	103		301,500	350,500						
	104		301,800	350,900						
	105		302,000	351,400						
	106		302,300	351,800						
	107		302,700	352,200						
	108		303,000	352,600						
	109		303,200	353,100						

	110		303,600	353,500							
	111		304,000	353,900							
	112		304,300	354,200							
	112		001,000	001,200							
	113		304,400	354,700							
	114		304,700								
	115		305,000								
	116		305,400								
	117		305,600								
	118		305,800								
	119		306,100								
	120		306,400								
	121		306,800								
	122		307,000								
	123		307,300								
	124		307,600								
	125		308,000								
再任用 職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500	529,50

第2条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定 する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第17条の規 定の適用を受ける者を含む。以下「育児短時間勤務 職員」という。)の給料月額は、その者の号給に応 じた額に、奈良市企業局職員就業規則(昭和33年奈 良市水道局管理規程第6号。以下「就業規則」とい う。)第24条第2項の規定により定められたその者 の勤務時間を38時間45分で除して得た数(以下「育 児短時間勤務算出率」という。)を乗じて得た額と する。

第3条第2項中「定める」の次に「ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号級に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」を加え、同条第4項中「ものとする」を「ものとし、育児短時間勤務職員の給料月額は、その者の号級に応じた額に育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする」に改め、同条第9項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員となつた再任用職員の 給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額に、 育児短時間勤務算出率を乗じて得た額とする。

第3条の2中「法第28条の5第1項」を「再任用職員で法第28条の5第1項」に、「占める職員」を「占めるもの」に改め、「奈良市企業職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理規程第6号。以下「就業規則」という。)」を「就業規則」に改める。

第12条の2中「100分の18」を「100分の20」に改める。 第19条第2項中「満たない」の次に「育児短時間勤務 職員及び」を加える。

第23条中「得た額」の次に「(育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額)」を加える。

第31条第3項中「給料」の次に「(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)」を加え、同条第4項中「給料の月額」の次に「(育児短時間勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額)」を加える。

第32条第3項中「給料の月額」の次に「(育児短時間 勤務職員にあつては、給料の月額を育児短時間勤務算出 率で除して得た額)」を加える。

附則第13項中「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

給 料 表

職員の 区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
区 万	号給	給料月額	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	F.
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,30
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,40
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,50
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,60
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,90
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,40
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,80
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,20
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,00
		147,300	205,400	240,000	278,700			385,100		486,100	544,80
	11					307,200	337,600		427,800		
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,70
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,40
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,80
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,10
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,20
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,50
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,50
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,40
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,30
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,20
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	337,20
		168,900	225,600								
	23			260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	241,000	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	190,700	242,300	284,100	329,200	356,400	384,300	427,600	462,000	522,000	
	07	100 500	044 000	905 999	991 100	257 000	205 700	490,000	400 500	E00 700	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100 524,700	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	
	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300		
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700		
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000		
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300		

()(	唯口/									タク	下午19万
	40	205 100	257 200	201 200	247 200	200 000	205 200	426 700	ı		
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700			
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100			
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800			
	40	202 202	0.01 400	005 500	051 000	050 500	005 000	400.000			
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300			
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700			
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100			
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500			
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900			
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300			
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700			
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000			
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300			
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700			
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000			
			274,200								
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300			
	C1	220 200	975 400	200 500	202 200	270 700	401 500	449, 600			
玉と田	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600			
再任用	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800				
職員以	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100				
外の職	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400				
員											
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700				
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000				
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300				
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600				
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800				
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100				
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400				
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700				
	12	200,000	200,100	000,100	000,500	001,000	101,100				
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900				
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200				
	75	232,300	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500				
	76	233,700	287,300	332,900	370,300	386,300					
	10	233,700	201,300	332,900	3/1,100	300,300	405,700				
	77	224 400	207 400	222 200	271 500	386,600	40E 000				
	77	234,400	287,400	333,200	371,500		405,900				
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200				
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500				
	80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700				
	81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900				
	82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200				
	83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500				
	84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700				
	85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900				
	86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000					
	87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300					
	88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500					
	89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700					
	90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000					
	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
	92	244,100	291,800	339,700	378,400	390,500					
	94	244,000	434,400	559,700	510,400	390,300					
	93	244 000	292,300	339,900	378,700	390,700					
		244,900			3/8,700	590,700					
1 1	94		292,500	340,300							
	o= !										İ
	95 96		292,900 293,300	340,800 341,200							

3717010 3										-
97		293,500	341,300							
98		293,800	341,800							
99		294,200	342,200							
100		294,600	342,500							
101		294,800	342,800							
102		295,100	343,200							
103		295,500	343,600							
104		295,800	344,000							
105		296,000	344,500							
106		296,300	344,900							
107		296,700	345,300							
108		297,000	345,700							
109		297,200	346,200							
110		297,600	346,600							
111		298,000	346,900							
112		298,300	347,200							
113		298,400	347,700							
114		298,700								
115		299,000								
116		299,400								
117		299,600								
118		299,800								
119		300,100								
120		300,400								
120		500,100								
121		300,800								
122		301,000								
123		301,300								
124		301,600								
		,,,,,,,,								
125		301,900								
再任用 職 員	185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,

(奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を 改正する規程の一部改正)

第3条 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程(平成18年奈良市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「、給料月額」を「、平成27年3月31日 までの間、給料月額」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条 及び第3条並びに附則第5項から第9項までの規定は、 平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の奈良市企業職員の給与の 支給等に関する規程(以下「給与規程」という。)の規 定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者

が適用日において職務の級を異にする異動等をしたもの とした場合との権衡上必要と認められる限度において、 管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことが できる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。(切替日前の異動者の号給の調整)
- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受け

る職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(管理者が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定 による給料を支給される職員との権衡上必要があると認 められるときは、当該職員には、管理者が別に定めると ころにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。(委任)
- 3 供用を開始する排水施設の位置

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(平成26年12月25日掲示済)

## 奈良市企業局告示第74号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水 道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のと おり公示します。

その関係図書は、平成27年1月13日から2週間、奈良市 企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。 平成26年12月26日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日 平成27年1月13日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域 奈良市富雄北二丁目、押熊町、中山町及び南京終町一 丁目の各一部

管 渠 番 号	起点	終点
富雄元町第2幹線-28	奈良市富雄北二丁目392-24	奈良市富雄北二丁目392-113
大渕池幹線-146	奈良市押熊町211-13	奈良市押熊町2223 - 2
大渕池幹線 - 147	奈良市押熊町211-13	奈良市押熊町211-15
大渕池幹線-148	奈良市押熊町211-13	奈良市押熊町211-13
大渕池幹線 - 149	奈良市中山町1177-73	奈良市押熊町211-13
大安寺第1幹線-242	奈良市南京終町一丁目154-9	奈良市南京終町一丁目154-18

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別 分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称 大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター (平成26年12月26日掲示済)

## 教育委員会

## 奈良市教育委員会告示第21号

奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号)第2条の3第3項及び第2条の4第1項の規定により、平成27年3月7日から平成27年3月8日までの期間、奈良市立中部公民館の開館時間を午前9時から午後5時までとし、奈良市立中部公民館を除く公民館22館及び奈良市生涯学習センターを休館する。

平成26年12月16日

奈良市教育委員会 委員長 杉 江 雅 彦 (平成26年12月16日掲示済)

## 奈良市教育委員会告示第22号

登美ヶ丘小学校通学区域及び椿井小学校通学区域内に居

住する児童の就学指定の特例に関する要綱を次のように定める。

平成26年12月16日

奈良市教育委員会 委員長 杉 江 雅 彦

登美ヶ丘小学校通学区域及び椿井小学校通学区域内 に居住する児童の就学指定の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奈良市立小学校通学区域について( 平成8年奈良市教育委員会告示第4号)に規定する奈良 市立登美ヶ丘小学校(以下「登美ヶ丘小学校」という。) 及び奈良市立椿井小学校(以下「椿井小学校」という。) の通学区域内に居住する児童の就学すべき中学校の指定 に関する特例を定めることにより、当該児童の円滑な中 学校生活の開始に寄与することを目的とする。

(指定の特例の内容)

第2条 就学すべき中学校の指定の特例は、登美ヶ丘小学校の通学区域又は椿井小学校の通学区域内に居住する児童の保護者(以下「保護者」という。)が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める中学校を選択し、奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が承認することにより行うものとする。

- (1) 児童が登美ヶ丘小学校通学区域内の登美ヶ丘二丁目 又は登美ヶ丘三丁目に居住する場合 奈良市立登美ヶ 丘北中学校
- (2) 児童が椿井小学校通学区域内の鵲町、高畑町の一部、中院町、鶴福院町又は不審ヶ辻子町に居住する場合 奈良市立三笠中学校

(申請)

第3条 前条各号に規定する中学校に児童を就学させよう とする保護者は、教育委員会が定める期間内に教育委員 会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、当該児童の就学を適当と認めたときは、承認し、就学すべき中学校の指定を行うものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその 都度教育長が定める。

附則

この告示は、平成27年1月1日から施行し、平成27年度以後の就学すべき中学校の指定から適用する。

(平成26年12月16日掲示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部 を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

奈良市教育委員会 委員長 杉 江 雅 彦

## 奈良市教育委員会規則第7号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の 一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成 24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改 正する。

第2条第1項第1号イ中「。ただし、土曜日(小学校の 夏期休業日及び冬期休業日の期間中の日並びに春期休業日 の期間の開始日から入学式の日の前日までの期間中の日を 除く。)は、午前9時から午後3時まで」を削り、同項第 2号中「前号に掲げる開所時間以後の時間において教育委 員会が別に定める時間(月曜日から金曜日までの日に限 る。)」を「午後5時から午後7時まで」に改める。

第5条第1項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、 第5条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。 (平成26年12月24日掲示済)

# 議会

奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規則を ここに公布する。

平成26年12月22日

奈良市議会議長 土 田 敏 朗

## 奈良市議会規則第1号

奈良市議会常任委員会傍聴規則の一部を改正する規 則

奈良市議会常任委員会傍聴規則(平成23年奈良市議会規 則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(傍聴の手続)

第3条 委員会を傍聴しようとする者(報道関係者を除く。) は、委員会当日所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に先着順に記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月22日掲示済)